

平成24年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成24年3月8日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1番 矢野 隆行	2番 梶山 幾世
3番 井狩 辰也	4番 市木 一郎
5番 高橋 繁夫	6番 奥村 治男
7番 中島 一雄	8番 丸山 敬二
9番 西本 俊吉	10番 坂口 哲哉
11番 立入三千男	12番 太田 健一
13番 野並 享子	14番 小菅 六雄
15番 田中 孝嗣	16番 三和 郁子
17番 鈴木 市朗	18番 内田 聡史
19番 田中 良隆	20番 河野 司

不応招議員

なし

出席議員

1番 矢野 隆行	2番 梶山 幾世
3番 井狩 辰也	4番 市木 一郎
5番 高橋 繁夫	6番 奥村 治男
7番 中島 一雄	8番 丸山 敬二
9番 西本 俊吉	10番 坂口 哲哉
11番 立入三千男	12番 太田 健一
13番 野並 享子	14番 小菅 六雄
16番 三和 郁子	17番 鈴木 市朗
18番 内田 聡史	19番 田中 良隆
20番 河野 司	

欠席議員

15番 田中 孝嗣

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	東郷 達雄	総務部長	竹内 睦夫
市民部長 (危機管理監)	中島 宗七	健康福祉部長	富田 久和

都市建設部長	橋	俊明	環境経済部長	山本	利夫
教 育 部 長	新庄	敏雅	政策調整部次長	田中	利昭
総務部次長	井狩	重則	広報秘書課長	寺田	実好
総務課長補佐	竹中	宏			

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	岡野	勉	事 務 局 次 長	佐敷	政紀
書 記	三上	忠宏	書 記	中原	正隆

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 代表質問
- 第 4 一般質問

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

○議長(田中良隆君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(田中良隆君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員19名、欠席議員1名。欠席議員は、第15番、田中孝嗣議員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は昨日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(田中良隆君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第13番、野並享子君、第14

番、小菅六雄君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(田中良隆君) 日程第3、昨日に引き続き代表質問を行います。

発言順位は昨日と同様、代表質問一覧表のとおりであります。順次発言を許します。

それでは、公明党、第2番、梶山幾世君。

○2番(梶山幾世君) 2番、梶山幾世でございます。平成24年3月議会定例会におきまして、公明党を代表して質問させていただきます。

質問に入る前に、間もなく東日本大震災発生から1年が経過いたします。未曾有の災害によりお亡くなりになられた方に心よりお悔やみを申し上げますとともに、ご遺族の皆様には衷心よりお見舞いを申し上げます。また、今なお避難所、仮設住宅等に避難されている皆様に対しましても重ねてお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。平成24年度施政方針について。

まず、初めに新年度の予算編成について伺います。国の来年度の予算案は、一般会計総額は90兆3,339億円で、国の借金である新規国債発行が3年連続で税収を上回るという異常事態となっております。日本は現在、東日本大震災からの復興やデフレ経済からの脱却などの大きな課題に直面しております。しかし、残念ながら来年度予算案からは景気回復や経済再生に向けた成長戦略などのメッセージは全く伝わってきません。特に、基礎年金国庫負担を2分の1にするための財源を一般会計に計上せず、交付国債としており、交付国債の償還財源は将来の消費税増収分であり、政府与党の消費税を含む税制の抜本改革の見通しも、その目的である社会保障改革の全体像も示さない中で予算計上すること自体、問題があるのではと感じます。

こうした中で、本市の予算規模は199億6,400万円と、前年度比6.7%増額されました。主な要因として、総合防災センター整備事業及び東消防署の移転新築事業等、投資的経費とする中、篠原小学校の教室棟の施工不良は今後の建築工事に大きな課題を残しました。財政調整基金4億7,000万円を取り崩しての予算計上は、今後の財政の見通しに不安を与えることにもなります。そこで、次の点をお伺いいたします。

まず、1、新年度予算編成に当たっての基本的な考え方について。

2、来年度財政見通しについて。特に、税制改正による本市の税収への影響について。

3、3.11大震災、さらには円高により製造業を中心に地域経済は大きく落ち込んでおります。本市の地域経済への影響と新年度の税収見通しについて。

4、政府は大震災の復興財源として、市民税や所得税、法人税などの復興増税、また消費税を段階的に引き上げるとしてありますが、これらの本市財政への中長期的な影響について。

5、財源確保と歳出抑制に対する取り組みについて。

6、篠原小学校の施工不良の実態から今後の入札のあり方、改善への取り組みについて、お伺いいたします。

次に、野洲病院についてお伺いいたします。2月17日、第1回野洲市新病院整備可能性検討委員会が開催され、私も傍聴させていただきました。第5回までの検討スケジュールが出されておりますが、検討のまとめができるのかと不安に思う点があります。市長も野洲病院に対しまして、市からの多額な補助がないとやっていけないということに危惧されたお話がありましたが、将来像としての市長の考えをお伺いいたします。

次に、アサヒビールから取得した土地についてお伺いいたします。一部駐車場としての利用計画が出されましたが、今後、具体的にどのように取り組まれるのか。駅前にふさわしい将来像としての市長の考えをお伺いいたします。

次に、将来の地域農業を支える担い手を育成する施策の考え方についてお伺いいたします。

次に、教育方針についてお伺いいたします。平成24年度の教育方針は、昨年2月に策定されました野洲市教育振興基本計画に基づく内容となっております。5年間の計画となっており、1年ごとの成果の確認が大事となってきます。この計画の具体的な取り組みと、今日までの成果についてお伺いいたします。

次に、学校での防災教育についてお伺いいたします。

東日本大震災を受け、学校や地域での防災教育への重要性が再確認されております。岩手県釜石市で大震災の発生時に学校の管理下にあった小・中学生が全員津波から逃げ延びた事例が、釜石の奇跡として全国から注目されました。釜石市では、2005年から群馬大学大学院の片田敏幸教授（災害社会工学）とともに津波防災教育に取り組み、2008年度には文部科学省の防災教育支援モデル地域に選定されました。片田教授らが徹底したのは「(1) 想定を信じるな、(2) ベストを尽くせ、(3) 率先避難者たれ」の3原則でした。実際、地震発生直後には、先生の指示より早く避難を始めた生徒や、事前に決めていた避難場所を危険と判断し、率先して高台に避難誘導した生徒がいるなど、防災教育に基づく行動が奇跡を生んだということでした。文科省は平成24年度予算案で、新規事業と

して実践的防災教育総合支援事業を盛り込んでおります。緊急地震速報受信システム等を活用した新たな指導方法等の開発、復旧のため、全国から約1,000校のモデル校を募り、支援を実施する予定です。本市は津波はありませんが、地震災害はどこでも起こり得ます。学校での避難訓練、防災教育が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、柔道の授業の安全についてお伺いいたします。

中学校で今春始まる武道の必修化について、文部科学省が急遽全国の都道府県教育委員会を通して学校の指導体制を把握する調査を行っていることがわかりました。特に、柔道の授業での安全性について、保護者から不安の声が上がっていることが背景にあります。名古屋大学の内田良准教授は、調査して、部活動を含め、柔道をしていた中学、高校生が死亡した例は2010年度までの28年間に114件起きているとのこと。同省は具体的な授業の進め方や教員向けの研修は自治体や競技団体に委ねており、全日本柔道連盟などの競技団体は研修や講習を実施されているようです。このため、一部の保護者から同省に対し、「数日の研修を受けただけの教員に教えられるのか」、「固め技、投げ技などを教える必要があるのか」といった疑問や不安が寄せられているようです。本市においても、死亡事故につながらないよう安全な授業にしていかなければなりません。どのような体制で授業を行おうとされているのか、指導者は安心できる方なのか、見解をお伺いいたします。

最後に、自転車の走行環境整備と安全対策についてお伺いいたします。

この質問につきましては、12月議会に他の議員からの質問もありましたが、最近死亡事故の報道も多いことから、別の観点から質問をさせていただきます。最近、自動車の関係する事故が急増いたしております。また、自転車の危険走行も問題になっております。携帯電話を使いながら、音楽を聞きながら、ブレーキなし、無灯火、2人乗り、こんな危険な状態で走行している自転車が少なくありません。気軽に利用できる自転車は、市民や特に若者には身近な乗り物の1つであります。しかし、危険走行は絶対やめてほしいものです。警察庁は昨年10月、自転車の車道の徹底を柱とする自転車交通総合対策を発表いたしました。自転車が車道を安全に走行できるように、自転車専用レーンなどの設置を検討するとしております。また、歩道でのスピード走行や無灯火などのルール違反に対しては、指導、取り締まりを積極的に行い、自転車利用者の意識改革に取り組み、指導を無視するなどの悪質な行為には交通切符を切って摘発を強化するとしております。安全に十分配慮した自転車利用のために、次の点をお伺いいたします。

1、本市の最近の交通事故の実態と自転車関連の事故について。

2、警察庁の自転車交通総合対策に呼応した自転車専用レーンなどの設置など、ハード面の取り組みについて。

3、自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進について。自転車は車両であるとの意識の決定。ルールを順守しなかった場合の罰則や損害賠償責任保険等の加入について。

以上見解を伺い、代表質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

ただいまの公明党を代表しての梶山議員のご質問にお答えします。

1点目の、平成24年度施政方針について、お答えをいたします。まず、新年度予算編成の基本的な考え方につきましては、依然として厳しい財政状況の中で、基本的に市民サービスを低下させることなく、市政の課題を直視し、着実に解決しながら、市民の安心を守ることを核として、野洲の元気と安心をつくることを前提といたしました。特に、子どもから高齢者まで切れ目のない市民サービスの提供に努めるとともに、市民の皆さんが安全で安心した生活ができるよう、また、まちの発展と雇用の確保も重要視し、治水、公園、道路などの基盤整備の推進にも重点を置きました。これで4回目の予算編成になりますが、過去3回と同じように、今申し上げましたように市の課題、そして市民の生活を重点に置いた予算編成、いわゆる奇をてらったような、あるいは世間受けをするような予算は一切ないと考えております。

それと、ご心配いただきました財政調整基金4億7,000万の取り崩しですけれども、これも後ほど説明しますが、リーマンショック以降、厳しい法人市民税の中でも前年度比約3割減の3億減になっております。この中で、今申し上げたような市民サービスを切れ目なく提供しようと思うと、やはり4億余りを取り崩さざるを得なかったという予算編成になっております。

次に、平成24年度税収に影響する改正につきましては、まず平成24年度個人住民税から適用される年少扶養控除と一部特定扶養控除の廃止によりまして、野洲市では平成24年度市民税で1億5,200万円の増収を見込んでおり、また退職所得に係る個人住民税の税額控除の廃止に伴い、平成24年度市民税で100万円の増収を見込んでおります。これらを合計しますと、税制改正により平成24年度1億5,300万円の増収を見込んでおります。

次に、法人市民税の新年度見込みにつきましては、昨年11月に市内主要法人に、企業の決算見込みを照会いたしましたところ、円高等による採算の悪化、先行き不透明といったことや、一部には売り上げ増の予測もありましたが、対前年度当初予算比、先ほど申し上げましたように具体的には28.7%の減少となり、これが大きな要因で、市税全体では対前年度当初予算比5.2%の減少となっているところです。

次に、復興財源の増税による本市財政への影響につきましては、まず個人市民税の均等割の改正が法制化されており、本市は今後の取り扱いにつきましては、先に全員協議会でご説明いたしましたように、引き続き検討することといたしましたが、これが実施されますと、平成26年度から10年間で毎年1,200万円の増収となるものと見込んでおります。また、所得税、法人税及び消費税につきましては、いずれも地方交付税の原資である法定5税の中のものであり、法案提出前の消費税を含め、国の地方交付税交付金の予算にどう反映されることになるのか、法定5税分以外の上乗せ分との調整も含め、現在不明ですので、お答えができません。

次に、財源確保と歳出の抑制につきましては、まず財源確保では、市内で約10年ぶりに17ヘクタール余りの市街化区域の拡大を図るとともに、市の地区計画におきまして竹生地先に約350戸の宅地造成が誘導できました。こういった固定資産税や住民税の将来的な増収が見込めるものと考えております。また、企業立地面では、新規の設備投資や事業の拡大を実施する企業の立地を誘導することにより、法人市民税や固定資産税の増収を図ってまいりました。一方、歳出の抑制では、補助金全体の適正化を図るとともに、一般競争入札の導入による入札制度の改善により、競争性や透明性を高めながら、従来と比べると大幅なコストダウンが図れているものと考えております。

次に、入札のあり方、改善への取り組みについてお答えをいたします。これまでの入札制度につきましては、透明性・競争性・公平性を向上させるため、野洲市入札制度改革基本方針を平成21年度に策定しております。今回の篠原小学校校舎改築工事につきましても、基本方針に基づき、予定価格が1億円以上であることから、条件付一般競争入札を実施したところであります。その結果、施工不良が起り、子どもたち、あるいは保護者、あるいは地域の方々にご心配と迷惑をおかけいたしました。しかし、この入札に関しましては、今申し上げましたように一般競争を行っておりますし、制定をいたしました野洲市入札制度改革基本方針に基づいて実施しており、入札方法には問題がなく、当該工事の施工不良につきましては、設計監理及び施工を行った業者の施工管理の問題であると考えて

おります。今回の事故を教訓といたしまして、今後こうしたミスが起こらないよう、発注者として日常レベルでの一段の注意喚起を促してまいりたいと考えております。常々、市民の説明会でも申し上げていますように、自動車を購入する、いわゆるメーカーと連携したディーラーから購入して新車を自宅まで配車していただく間に、配送の間に事故が起こったというような状態であって、入札手続の問題ではないと考えております。今回の工事は躯体の工事でありまして、普通ですと基礎的な部分です。実際、1階部分はきちっと施工がされております。そういう意味で、先ほど申し上げましたように、発注者、市も含めて、日常レベルできちっと工事がされているかという、そのあたりをもう一段きめ細かく管理監督することが今後の再発防止につながると考えております。

次に、新病院整備可能性検討委員会の検討スケジュールについてご心配いただいておりますが、課題の重要性などを考慮すれば、結論を急ぐべき問題であると思っております。今後の検討につきましては、昨年の中核的医療機関のあり方の検討の中で、要望としては病院はあった方がよいとのことでありました。しかし、要望が実現できる、あるいは簡単に実現できるのかどうか、ここが大きな問題でありまして、この間のギャップはすごく大きなギャップだと考えております。先に申し上げましたように、象が針の穴を通るより難しい課題解決だというふうに私は認識をしております。今後の検討におきましては、市が病院を整備する場合におきましては、どこに、どういう規模の病院を、どういう機能を持ったものとして整備をするのか、あるいはそれに対して市がどういう関与をするのか、またその場合における市の財政負担などについて、今後、専門家を交えた検討を行い、市民の皆さん方に可能性をきちっと示した上で選択をいただくような作業を進めて、最終的な判断をしてまいりたいと考えております。

次に、アサヒビールから取得した土地の利用については、まず駅前には市民の交通の結節点でありまして、にぎわいをつくる場として重要だと考えております。買い取り可否の検討におきましては、駅前に図書館分館やコミュニティセンター、公園緑地などの空間を盛り込むといった提案をいただいたり、市のほうも提案をいたしました。もう少し広いエリアも視野に入れながら、市民にとって使い勝手がよく、かつ快適な空間づくりが必要だと考えております。具体的な検討につきましては、新年度から進めてまいりますが、市民の皆さんや専門家を含めた検討委員会を公開で開催し、より多くの市民の皆さんのご意見をいただきながら検討を進めます。厳しい財政状況ではありますが、未来を見越した、野洲の将来の市民の財産になるような空間を整備していきたいと考えております。近隣の駅

前と比べますと相当おくれておりますけれども、おくれた分、さすが野洲のまちだといったような市民のための空間ができればというふうに考えております。

次に、将来の地域農業を支える担い手の育成につきましては、農業振興計画におきまして担い手の育成と新規就農支援を掲げており、具体的には滋賀県農業大学の就学補助や、新規就農に対する窓口の設置、また農の指導者の人材バンクの設立や野洲市青年農業者クラブに研修会の開催を委託するなど、幅広く新規就農しやすい環境づくりを行うつもりであります。農業に関しましては、この農業振興計画の作成に当たりましても、現場で活躍しておられる当事者の方々に入ってくださいまして、そのの方々にとって足がかりになる、発展の手がかりになるような計画になっておりますので、現状におきましても、例えば愛郷米ですとか、先ほど申し上げました青年の農業の取り組みがありますので、そういった現在ある活動をきちっと支援するような形で、野洲の農業を振興していきたいと考えております。

以上、梶山議員による代表質問に対するお答えといたします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） おはようございます。それでは、第2点目の教育方針について、私のほうからお答えを申し上げます。

まず1点目ですが、教育振興計画に基づく具体的な取り組みについてでございますが、地域の実情に応じた教育の振興を目指して教育基本法が改正をされまして、これを受けて野洲市では平成23年2月に教育振興基本計画を策定いたしました。この計画では、元気な学校・園づくりから開かれた教育行政の推進まで、6つの柱を設けまして、おのおの柱ごとに達成すべき31の目標を立て、さらに85の具体的な施策を掲げております。この計画につきましては、各施設の進捗状況について毎年評価しながら、計画年度であります平成27年度までの5年間で目標の達成を図ることとしており、計画自体の最終的な成果につきましては、その段階で判断をしていくことになると考えております。

ただ、毎年ごとの成果の確認につきましては、今年度に設置しました事務評価委員会の中で、委員の方々に行っていただくこととしております。平成23年度における取り組みの成果につきましては、全般2月に開催をしております、新年度に入りまして再度開催を予定しております。この委員会を経た後、成果につきましては改めてご報告をさせていただきたいと考えております。

続いて、3点目の学校での防災教育についてお答えを申し上げます。

東日本大震災以降、小・中学校における防災教育については、さらなる見直しと充実が求められるところであると深く認識をしております。特に、みずからの命を守り抜くため主体的に行動する態度を養うことは、学校教育の目標であります生きる力の育成の根幹であると考えております。このことから、今年度、学校教育の全体を通じて防災教育に取り組んでまいりました。具体的には、避難訓練の充実を初め、地震の原因についての学習、災害発生時における関係機関の役割に関する学習、応急手当等の指導等に努めてきたところであります。さらに、今年度、各小・中学校では、琵琶湖西岸における大地震発生により学校が避難所となった場合を想定した危機管理マニュアルを作成いたしました。今後も、これらの取り組みの充実と深化を図り、防災教育の推進に努めていきたいと考えております。

次に、4点目の柔道の授業の安全についてお答えをいたします。

学習指導要領の改訂に伴って武道が必修となりますが、本市の中学校におきましては、現行の学習指導要領で柔道の授業を実施してきたことから、次年度からも引き続き柔道を選択して授業を行います。したがって、指導内容や体制等については、これまでと大きく変わることはございません。また、指導に際しては、三和議員からのご質問でお答えさせていただきましたとおり、財団法人全日本柔道連盟が作成しておられる安全対策の手引き等を参考にしながら、生徒の安全を期した取り組みを進めていきたいと考えております。指導者についてでございますが、市内中学校の体育科教員については、柔道の専門的な経験者はおりませんが、安全で充実した指導を目指し、実技講習会等の研修に参加するなど、十分に準備をしているところであり、安心していただきたいと思っております。今後も武道のよさである、伝統や礼節を重んじる態度の育成を目指し、安全面に十分配慮して指導を行っていききたいと考えているところでございます。

以上、梶山議員による代表質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） おはようございます。それでは、梶山議員の自転車の走行環境整備と安全対策のご質問のうち、1点目と3点目につきまして私からお答えさせていただきます。2点目は都市建設部長が答弁いたします。

1点目の本市の最近の交通事故の実態と自転車関連の事故についてですが、平成23年の交通事故の発生件数は、人傷事故314件、死者2名、負傷者398名で、うち自転車事故は53件発生しております。また、ことしに入り1月末現在では、人傷事故24件、

死者はおられません、負傷者32名の発生となっており、うち自転車事故3件が発生しております。これらの自転車事故の特長としましては、まず車と自転車との出会い頭の事故、次に車の左折時に自転車を巻き込む事故、そして車の右折時に直進横断してきた自転車と接触・追突する事故が大半を占め、安全の確認が至らずに事故となったものと考えております。

3点目の自転車利用者に対するルールの周知と安全教育推進についての、自転車は車両であることの意識の徹底ですが、守山警察署とともに、幼稚園、保育園、小・中学校、自治会、老人会等に対して交通安全教室を実施する中で、自転車は車両であるということの指導と教育に努めておりますが、今後一層の指導の強化を図りたいと思っております。

次に、ルールを遵守しなかった場合の罰則や損害賠償保険についてですが、自転車走行におきましてルールを遵守しなかった場合の罰則といたしましては、まず自転車の信号無視が3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金、次に自転車の2人乗りが2万円以下の罰金または過料、そして並進の禁止が2万円以下の罰金または過料と定められています。最近マスコミ等で取り上げられているブレーキなしの競技用自転車、ピストを野洲市内で販売している業者は2業者です。しかしながら、今までに自転車競技者に1台だけ販売したということですので、野洲市内には出回っていないと判断しています。守山警察署では、高校生の2人乗り、並走の禁止等の違反者に対して指導に努めており、摘発するまでの悪質者は現在のところは見当たらないということで、警告、指導を繰り返し続けていくことでございます。

また、損害賠償保険等の加入につきましては、自治会や老人クラブ等の交通安全教室の実施の折に、自転車は車両であるとともにチラシ等を使って指導に努めております。

また、TSマーク、自転車による事故あるいは盗難の被害者に対する附帯要件で救済する、そういったTSマークの普及促進を販売店の協力を得ながら量販店の駐車場などで行っているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、自転車の走行環境整備と安全対策につきましてのハード面の取り組みに関しまして、都市建設部よりお答えをさせていただきます。

自動車専用レーンなどのハード面の取り組みにつきましては、市が管理しております道

路は、自動車と歩行者や自転車が混在する道路がほとんどでございまして、二車線の区切られた道路でも片側車道幅員が3メートルから2.75メートルとなっていることから、車道内に1.5メートルの自動車専用レーンを設けることは、現状としては不可能と考えております。現在、交通バリアフリー事業によりまして、歩道内におきまして自転車歩行者道の整備を進めておりますが、滋賀県公安委員会より、歩道幅員3メートル未満につきましては自転車歩行者道を認めない方針であり、3メートル未満2メートルにつきましては現地を確認後施工性を判断されるということから、歩道内での自転車通行に対しても慎重な状況でございまして、今後、公安委員会との協議を重ねまして、整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、梶山委員からの代表質問の答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 梶山幾世君。

○2番（梶山幾世君） もう再質問は今回はいたしません、一言見解を述べさせていただきます。

まず、防災教育、柔道の授業の安全対策、自転車走行の安全対策につきましては、一歩間違えば命にかかわってまいる内容でございまして、死亡事故につながらないように万全な取り組みを、ぜひお願いしたいと思っております。

次に、教育についてでございますが、この基本計画に基づく中で、5年間で達成していくという目標の中で、今回取り組んでいただきます。この教育に当たりましては、学力、体力の向上とともに、一人一人の個性が生かされ社会へ世界へと輝いていける教育を期待いたします。

次に、大きな問題となっております野洲病院についてでございますが、市の財政負担が最も大きな課題となっております。今後、専門家の意見を取り入れ検討を進めるとのことですが、市民に影響を及ぼすことのないよう懸命な判断をお願いいたします。

今回の予算編成につきましては、今市長からする説明がありましたように、財政が厳しい中、大変苦勞していただきまして予算を計上していただいております。この予算が無駄のないように、しっかりと遂行していただきたいと思っております。

最後に、山仲市長におかれましては、残された7カ月余りの任期の総仕上げを、さらなるリーダーシップで職員の皆さんの指揮の高揚をはかられ、市民の皆さんに安心していただけるまちへと進めていただくことを大いに期待いたしまして、私の質問とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 次に、野洲新風クラブ、第11番、立入三千男君。

○11番（立入三千男君） それでは、野洲新風クラブを代表いたしまして質問をいたしたいと思います。

まず、質問に入るまでに、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災での地震、津波により、未曾有の被害が発生いたしました。ここ連日、NHKテレビで1年前の被災時の信じられない、また目を覆いたくなる光景が放映をされております。きょう現在、行方不明者も含め1万9,000余名のお亡くなりになられた方々に心からご冥福をお祈りするとともに、また被災された方々にお見舞いを申し上げます。地震、そして津波により発生した東京電力福島第一原発事故放射性物質等により、今なお34万余名の方々が避難、転居されており、原発事故の1日も早い終息を願うものであります。震災から丸11カ月たって、遅まきながら東日本大震災復興事業を統括する復興庁が、去る2月10日に発足をいたしました。復興庁においては、被災地の一刻も早い復興、復旧を推し進められるよう期待を申し上げます。

それでは、質問に入ります。

山仲市長におかれては、平成20年10月の市長選挙出馬に当たり、野洲の元気と安心をつくるため、もっと野洲21計画で21の政策と65の施策、「もっとのびのび自由に、もっとワクワク楽しく、もっとしっかり安全・安心」等のマニフェストを掲げ、立候補されました。市長就任後はマニフェストの実現に向け、またマニフェストロードマップを策定し、取り組みについて検証評価をされ、おおむね及第点と自己分析されております。我が野洲新風クラブといたしましても、評価をしているところでございます。

また、本紙の財政状況については、2008年9月のリーマンショック以来、長引く景気低迷、円高、デフレ現象で大手主要法人の企業収益の減益により法人市民税の大幅な落ち込みが続き、財源不足で収支バランスがとれない状況となり、市長におかれては財政健全化集中改革プランを策定し、事業の見直し、精査、そして諸施策の推進に当たられ、また市民説明会等をも実施し、開かれた市政運営を進められてきたところでございまして、私はこのような山仲市政の行財政健全化の取り組みに対しましても評価をいたしたいと思っております。

そうした中、問いでございますが、市長は約3年半の市政運営を振り返って、どのように総括されているのか、感想をお聞かせいただきたいと思っております。

2つ目に、市長任期も残り半年余りとなったきょう現在でございます。また、昨日の湖南市の市議会のほうで、お隣でございます湖南市の市長選挙が、当市の市長選挙の告示日、投票日、同日に行われるところでございますが、谷畑湖南市長は出馬を表明されております。今秋の予定されている市長選に昨日もほかの議員の方が意向のお尋ねがございましたが、重ねて私のほうから市長選出馬への意向をお伺いいたしたいと思っております。

次に、新規施策という中でも関連をいたすわけでございますが、1つ、地域防災計画の見直し策定についてお尋ねをいたします。

原子力発電所の事故については、1979年3月28日に発生しましたアメリカのスリーマイル島原発事故や、1986年4月26日に発生した当時ソ連のチェルノブイリ原発事故等、国外の原発事故については他人事のように思っておりましたが、今回の東京電力福島第一原子力発電所での原発事故の怖さを再認識させられました。今日まで国策として推進されている原発、しかし、今回の原発事故を踏まえ、国においては電力を原発以外から求める代替エネルギーとしての火力、また水力、風力、太陽光等の自然エネルギーによる政策に早急に切りかえねばならないと考えるところでございます。

そうした中、本市においては、福井県の美浜、大飯等々の原発より70キロメートルという圏域内に位置をし、原発事故が発生したら放射性物質等の被害も大きく想定されますし、何と言いましても近畿1,400万人の水がめである琵琶湖、本市においても県企業庁から南部用水として琵琶湖より取水、受水をし、市民の皆さんの飲料水を初め生活用水に供されているところでございます。原子力災害をも含めた地域防災計画の見直し策定について、早急に取り組みねばなりません。新年度予算にも計上されてはいますが、具体的な見直し策定の取り組みをお尋ねいたしたいと思っております。

2つ目に、高齢者の特養施設等への入所待機者解消の取り組みについてでございます。

ますます進む少子高齢化の中、子育て支援対策として子育て短期入所生活援助（ショートステイ）事業や、子育て夜間養護等（トワイライトステイ）事業、そして待機児童の解消に向けてのこども園の施設整備についての取り組みに対して、評価をするものでございます。一方、第5期介護保険計画にもございますが、高齢者の特養施設等への入所待機者解消に向けての具体的な取り組みをお尋ねいたしたいと思っております。

次に、三上小学校並びに篠原小学校の建てかえ工事についての検証をとということでお尋ねをいたします。

児童・生徒が安心して学べる快適な学習環境づくりとして、校舎の耐震化、児童増によ

る校舎の増築、老朽化に対する改修工事等、学校教育施設の改修整備に取り組まれており、前年度に引き続き24年度も幼稚園、小学校及び中学校の施設整備に着手されますが、本23年度の三上小学校並びに篠原小学校での耐震化建てかえ工事においては、設計・施工・監理等、業者のミスにより工事が大幅におくれ、児童や保護者そして学校関係者に多大のご迷惑をおかけし、期待を裏切りました。一連の工事につきまして、設計・施工・監理の各業者の選定をも含め、総括分析を行い、そして検証し、今後の学校施設等の整備に寄与していただきたいと思い、特に検証の考えをお伺いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 新風クラブを代表しての立入議員のご質問のうち、市長選出馬についてのご質問にお答えをいたします。

まずは、出馬に関しましてご質問いただきましてありがとうございます。また、私の3年余りの実績につきましてもよいほうに評価をいただき、心から感謝申し上げます。

まず、1点目の市政運営の総括についての印象でございますが、内心思っていたよりもよくできたのではないかなというふうに考えております。これも議員の皆様方、あるいは市民の皆様方、職員の力の支援によるものと感謝をいたしております。市政方針でも申し上げましたように、この3年余りの間、財政の健全化を含め、マニフェストでお約束をいたしました政策の実現に誠実に取り組んでまいることがもちろん、クリーンセンターの更新、野洲病院問題を初め潜在または先送りされてきた大小数々の問題にもあえて積極的に対処してきたつもりであります。また、あわせて心がけてきましたことは、まちづくりの進め方の転換です。過去の密室形の運営を転換し、積極的な情報公開による透明性の確保と、その結果による公平性の確保、また市民参画と協働による政策決定とその実現であります。その結果、施政方針でお示ししましたように、おおむね初期の成果は上げられたものと考えております。

2点目の、ことし秋の市長選出馬への意向につきましては、残された課題は多くあり、それに対する責任も強く感じておりますが、今しばらく数カ月実績を積み上げた上で皆様方のご評価を一層高めた上で最終的な判断をいたしたいと考えておりますので、隣の市長さんが判断されても、私は独自に判断はさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、ご答弁をさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 次に、地域防災計画の見直し策定につきまして、私からお答えさせていただきます。

現在の防災計画が震災対策編と風水害対策編、事故災害対策編の構成になっておりまして、国の防災指針の見直しなどから、市の防災計画につきましても事故災害対策編でなく原子力災害対策編として、災害の想定や情報の収集、連絡体制や市民への情報伝達、相談体制、被災者の受け入れ体制などの項目で策定する考えです。また、対処マニュアル等も別途策定をしていきたいと考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） それでは、私のほうから高齢者の特養施設等への入所待機者解消の取り組みについてご答弁いたします。

特別養護老人ホーム等への入所待機者解消の具体的な取り組みでございますが、第5期介護保険事業計画の策定に係る介護保険運営協議会等で検討を行い、介護老人施設の整備を予定しております。昨年2月から3月にかけて実施しましたニーズ・意向等調査によると、要介護3以上の重度者において施設入所の申請をしている方が19%です。なお、申請していない方の理由は、本人が在宅介護を希望されているのが42%で最も多く、家族の在宅希望も含めると6割を超えており、在宅において介護を行うニーズが高い結果が出ております。

また、施設整備を計画する過程において、地域密着型の29床の特別養護老人ホームについても検討いたしましたが、利用者が長期入所が多くなり待機者の解消が一部に限られること、また1カ月当たりの介護給付費は、同程度の要介護状態区分で比較いたしますと介護老人保険施設よりも1割ほど低くはなりますが、長期入所によりまして1人当たりの保険給付費が増大するため、第5期計画においては新設整備は実施しないということといたしました。このため、短期中期的に看護や機能訓練などのサービスを提供し、退所後は在宅療養につながる介護老人保険施設のほうが長期入所型の特別養護老人ホームの施設よりも今の段階では必要と考え、計画に盛り込みました。介護老人保険施設は、平成24年度に公募により事業所の選定を行いまして、平成24年度までに開設されるよう、また仮におくれましてもできるだけ早い時期に整備が進められるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 皆さん、おはようございます。それでは、次に、三上小学校並びに篠原小学校建てかえ工事の検証について、総務部よりお答えをさせていただきます。

これまでの入札制度について、透明性・競争性・公平性を向上させるため、野洲市入札制度改革基本方針を平成21年度に策定しております。三上小学校並びに篠原小学校の設計業務、管理業務につきましては、実績もあり、地元で十分調達できると認識していることから、市内業者を指名しております。また、工事につきましては、基本方針に基づき、予定価格が1億円以上であることから、条件付一般競争入札を実施したところでございます。いずれも、業者選定と入札の方法については問題はなかったと認識しております。今回の事故を教訓に、今後こうしたミスが起こらないよう、発注者として、日常レベルでの職員が行っております監理監督業務で、一段の注意喚起を促してまいりたいと思っております。

以上、立入議員の答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 立入三千男君。

○11番（立入三千男君） ただいま市長初め関係部長の答弁をいただきました。

まず初めに、市長に対してでございますが、おおむね3年半を振り返ってという中に含まれるんですけども、個々に通告は申し上げておりませんが、振り返る中で、私は一番大きな財源不足、ご承知のように、今後ますます校舎の耐震化工事での起債、また新エネルギーとしてのクリーンセンターでの建てかえ等々で大きな財源を必要とする起債があり、償還を迎えるわけでございます。そうした中、この3年の間に都市計画税の導入について模索をされたところでございますが、市長の見解といたしますか、この3年半を振り返っての都計税というような、そういうような模索した段階でのことも、もちろん当時そういういろんな、6つでしたか、要因、要件を満たしてないさかいに導入できないという思いでございましたし、私も同感でございますし、またこういうような景気低迷する中、新税を取るとするのは難しいと思っておりますし、市長のご所見をお伺いしたいと思います。

それと、先ほど地域防災計画の見直しということで、担当部長、市民部長のほうからお答えをいただきました。私は、今言うように、今日までは自然災害というような中での防災計画の見直しであったという中で、やはり原発災害も含んだ防災計画をとというような質問をいたしてます。そうした中、特に当市だけじゃないと思うんですけども、琵琶湖から

取水しているという近畿1, 400万人の水がめだといった説明をいたしました。そのような下流府県の方々、また琵琶湖から取水をされている方、これは水問題だけではなく、空気、大地、水というような原発での災害が想定をされますし、そういうようなことも含んでの防災計画をよそもまだしてないさかいやなしに、先進的に防災計画にお取り組みをしていただきたいとお願いをするところでございます。

それと、三上小学校並びに篠原小学校の建てかえ工事でございます。私は、今言うように、行政の業者の選定が悪いというようなことばかりは思っておりません。もちろん、過去の指名競争入札には弊害があるさかいに一般競争入札にしたと、業者の選定については建審、そういう1,000何点か、この当事業については1,200点とかそこらいろんな点数の中で、そういうようなことの中で業者を選定されているという、業者の選定については、私はとやかく申し上げているところではございませんのやけども。なぜこのようなミス、事故が起こったかというようなことで、昨年12月、全協で市長のほうから、検証をとということが言われるならば検討していきたいというような説明もございましたから。私は、少なくとも業者の選定をどうやせいとか行政のミスやというような思いは全然ございません。何があってこのような事故になったのかなと、そのようなことをご指摘申し上げておることでございます。

そして、最後に、先ほど市長も、担当部長のほうからも、日常レベルでの検証をしていく、指導をしていく、注意喚起を行っていくというようなことでもございました。私はこういうようなこと、分離発注というような中で施工屋、また管理屋、そういうような個々に分離発注しております。こういうようなことは、やっぱり管理業務を委託している業者がしっかりしなければ、もちろん施工屋もそうですけども、分離発注の意味がそういうようなことですから。日常レベルでの注意喚起というようなことは、今言うように、どういうようなことを。逆に、専門知識を持っている職員が採用できてなかったら、そういうようなことはプロに言う、上を言うんですからね、どういうようなことを言われているのか。日常レベルでの喚起ということでの質問をしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 立入議員の代表質問の再質問にお答えをいたします。

まず、都市計画税につきましてですが、これはリーマンショック後の法人市民税の急激な落ち込みにおける財政健全化集中改革プランの中で、3億円余りの安定財源が得られる

ということでご提案をさせていただきました。ご承知のとおり、JR琵琶湖線沿線のまちはいずれも都市計画税をいただいておりますので、いわゆる普通レベルの基礎的な課目だということでご提案をさせていただきました。1年弱、本当に地域に入らせていただいて、説明会をさせていただきました。職員も随分汗をかいてくれました。ただ、最後のところで、どうも納得できないというお声を自治会レベルからもいただきましたので、これ以上無理をしないということで、先ほどもご指摘いただきましたように、幾つかの理由を上げて見合わせをさせていただきました。そのときに申し上げたのは、総合計画の見直しの中でもう一度議論があればということでしたが、そういうふうにも至りませんでしたし、そのときにも私は申し上げていましたように、当分難しいであろうという認識をいたしております。

当初のときにも難しいと言いました、例で申し上げました中にもありますが、やはり過去のつけと言いますか、線引きの合理性の問題、不透明さの問題、これはやはり消し難いわけです。ある地域が調整区域だったのに、横を無理をして市街化区域にするために面積合わせで抱き込まれていると。そのときに抱き込まれた方は、都市計画税がかからないんだからいいだろうぐらいに思っておられたわけですが、そういう経緯の中で今回都市計画税がかかってくることには納得できないということがあります。これは消せない事実です。

それと、もう一点は、野洲の場合、都市計画税をいただけてないがために、本来ですと市街化区域と調整区域に対しては都市基盤整備に差が出てくるわけですが、野洲の場合は調整区域であろうが市街化区域であろうが、下水道もそうですし、いろんな都市基盤が均等にというか、見境なく行われていて、市街化区域であることの受益のメリットがない。逆に言えば、旧来のところだと全然都市基盤整備がされていないという、逆になっている状況があります。こういったことを今すぐに改善できません。今回、治水で市街化区域の排水対策を一段安全度を高める措置もしてはいますが、それだけではなかなか納得いただけないと思いますので、現時点では都市計画税をいただくということは困難かなというふうに考えております。

それと、先ほど私をご答弁したことにかかわりますので、発注に関しても私のほうからお答えをいたします。

過去の野洲市の入札制度というのは、かなり恣意的な部分がございますので、今回ご答弁するに当たって直近の大きな建物を調べてみました。1つは、町時代の図書館です。そし

て、合併してからは給食センターです。これはいずれも県内大手じゃなしに、県内は一切入っていません、県外大手だけが選ばれています。大阪とか京都とか——京都よりもほとんど大阪ですね——に営業所がある、本社は東京の業者が大半です。それもどういう基準なのかわかりません。何社か選んでみると。そこから結果的に両者とも同じ、私もびっくりしたんですけども、給食センターも図書館も同じ業者が建設をしています。私は、一切それはやらないでおこうと、ルールどおりにやりましょうということでやっています。先ほど総務部長がお答えしましたように、登録をしておられて要件が満ちる方にはやっていたかどうかということによってやっております。これはもう最大の透明化だと思っています。その結果、残念ながら疎漏な成果物が出てきてしまっています。これは、これが出たら次は何らかの対応をしますけれども、出るまでは、これは認められているわけでありまして、建設業法で許可が得られているとかそういうことからすると排除ができません、そういうことだというふうに考えております。

それと、今後の対策ですけれども、発注者として最大限の注意喚起、これは例で、例えて言いますと、横断歩道を渡るときに信号のある横断歩道、信号が青になったから渡るんですけども、青だからといって信号を前見て渡っているだけでは危なくて、青であっても左右車が来ないかと確認するくらいの注意で渡ると。普通だったら必要ないんですが、本来大きな工事に関しましてはそのくらいの注意喚起が必要であろうと、例えでありますけれども。発注者としてできるのは、制度整備がされている中では最大限そういうところしかないかなというふうに考えています。

それと、今、分離発注とおっしゃったんですが、建築の場合は建築本体、そして電気、設備ということで、3つを分離しています。今回の問題は分離発注の問題と違いまして、建築主体工事の中の躯体工事ですね、コンクリートの打設、これは元下関係の問題でありまして、元下についても今回調査いたしましたけども、制度上きちっとやられているということで、これはもう単純にプロの運転手が車をぶつけるような話でして、そういうたぐいのことかなというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

検証は、これも誤解があると思います。私が検証すると言いましたのは、改築工事で三上小学校で5,000万ほどの追加が出てきたと、あるいは野洲中でもそうでした。これについては検証をいたします。ただ、発注の検証は私は申し上げた覚えはございません。既存の建物に耐震対策をする場合、どうしても見積もりを抑えてやった場合に、外壁の全

面塗装とかが出てくる場合に、やはり数千万円の誤差が出てきます。これが問題だとおっしゃいましたので、それについては一連の耐震対策工事が終わった段階で、本当にそれが防げるのか防げないかについては検証させていただくと言いましたけども、今回の工事については検証といたしますか、篠原小学校については徹底的に三重大学の畑中先生、あと京大の教授、そして国交省等の外郭団体の専門家を入れて検証してますので、全く、今申し上げましたように、施工業者の施工管理、あるいは設管、そして具体的な下請業者のコンクリートの打設ミスだという分析をしております。改めて申し上げますけど、検証は既存の建物の耐震対策での設計が誤差が出てくる、その問題は検証すると申し上げました。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 立入議員の再質問にお答えします。

防災計画の見直し中で、近畿1,400万人の水がめである琵琶湖の汚染も含めた防災計画の見直しをというようなご提案をいただきました。琵琶湖自体の放射能汚染を予測するシステム自体は、今は確立されておられません。滋賀県におきましては、平成24年度から、原子力発電所の事故に備えまして、湖での放射性物質の汚染予測システムの開発に乗り出すということをございまして、今年度からです。そうした開発した結果を、水の安全度や生態系への影響、県の防災計画の見直しなどに生かしていきたいという方針が出ています。そういった動向、結果を見極めながら、入れられるものであれば、当然市の防災計画の中へも取り組んでいきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 立入三千男君。

○11番（立入三千男） 私の会派の代表として質問した点については、会派から、また一般質問で質問いたしますので、また細かい点についてもよろしくご説明をいただきますようお願いを申し上げまして質問を終わります。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をいたします。再開を10時25分といたします。

（午前10時08分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、新政クラブ、第20番、河野司君。

○20番（河野司君） 議長のお許しをいただきましたので、新政クラブを代表いたしま

して、代表質問をさせていただきます。

まず、平成23年度を振り返りますと、昨年3月11日、東北地方を中心に発生した国内観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震と大津波が発生し、その影響で東京電力福島第一原子力発電所の事故という未曾有の大惨事が発生いたしました。犠牲になられたその尊い命を失われた皆様、並びにそのご家族の皆様に哀悼の意を表しますとともに、いまだ行方不明の方、負傷された方、そして避難生活を余儀なくされている方に、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。また、不眠不休で救助活動に当たられました皆様、復興のお手伝いをしていただいたボランティアの皆様にも感謝の意を表する次第でございます。また、本市においても、義援金や救援物資の提供をお願いしたところ、多くの皆様より、ご厚情、ご支援をいただいたこと、我々からもこの場をお借りいたしまして、お礼を申し上げる次第でございます。

東日本大震災は、被災地のみならず、本市を含め全国に多くの影響を及ぼしたものであります。これまでの防災態勢の見直しはもとより、関西電力の原子力発電所停止による節電対策、危機事案発生時のBCPの策定など、多岐にわたる課題を凶らずも提示されました。また、台風12号により紀伊半島に記録的豪雨が降りそそぎ、和歌山県新宮市、奈良県十津川村にも甚大な被害が発生した、その災害もまだ記憶に新しいところでございます。我々は、阪神淡路大震災、そして東日本大震災を初めとする未曾有の災害への国や地方自治体の対応を目の当たりにしてきた、この時代に生きた者とし、しっかりこれから後世に伝えるとともに、さらなる安心・安全の取り組みを行っていかねばならないと考えております。

一方、経済に目を向けますと、ギリシャ財政の問題に端を発した欧州経済の不安、中国の経済成長の鈍化、そしてアメリカ経済の不振など、世界的な経済の不透明感から日本円が買われ、未曾有の円高となった為替問題により、輸出企業の業績の悪化になったところでございます。これまで政策的な円安誘導により外資で稼いできた日本にとって、これほどの急激な円高は震災同様に極めて大きく深刻な経営環境の変化でございました。また、一時1ドル75円32銭という急激な円高は、通貨スワップ等のデリバティブ取引にも深刻なダメージを与えました。海外と取引のあるゆえ、こうしたデリバティブ取引を行っていた多くの中小企業の経営に壊滅的な影響を与えたところでございます。こうした円高の傾向は、当面の間、すなわち海外の諸問題が片づくまでは続くものと考えられます。

そのような中で、2月16日に内閣府が発表されました月例経済報告によりますと、景

気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、穏やかに持ち直しているとしております。先行きについては、各種の政策効果などを背景に、景気の緩やかな持ち直し傾向が続くことが期待されるところでございます。ただし、欧州の政府債務危機が金融システムに対する懸念につながっていることや、金融資本市場に影響を及ぼしていることなどにより、海外景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクが存在するところでございます。また、電力供給の制約や原子力災害の影響、さらにはデフレの影響、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要であるとしております。

暗いニュースばかりでございますけれども、1つだけ明るいのは、なでしこジャパン、今活躍をしておりますが、これは本当に国中の期待を背負って頑張ってくださいということで、1点、明るいニュースだと思います。

それでは、本題に入りたいと思います。野洲市本年度予算案を見てみますと、一般会計199億6,400万、対前年度比12億5,200万円増でございます。特別会計116億2,406万3,000円、対前年度比6億4,965万3,000円となりまして、一般会計や特別会計を合わせると328億5,055万5,000円でございます。対前年度比20億7,644万2,000円増の予算を編成されたところでございます。

歳出の部分では、幼稚園、小学校及び中学校の施設整備に約13億円、東消防署施設整備事業に約7億円、そして（仮称）総合防災センター施設整備事業に約3億、野洲駅周辺都市基盤整備に約2億6,000万、さらには学童保育所の待機児童完全解消に向けた学童保育所運営費に約3億4,000万円となっております。

一方、歳入を見てみますと、長引く景気低迷や昨年夏からの急激な円高、また昨年7月にタイを直撃した台風8号による大洪水の影響により、法人市民税が7億6,559万8,000円と、対前年度比マイナス3億842万7,000円。率にすると28.7%の減となっております。さらには、固定資産税も37億1,813万2,000円と、対前年度比2億4,824万5,000円。率にして6.3%の減となっております。これを見る限り、市政の歳入部分では依然として厳しい状況でございます。不足分は市債や財政調整基金の取り崩しを充当するとのことでございますけれども、このような財政状況を踏まえ、市民のための市民の予算というものを、いかなる認識のもと、そしてどのような理念をもって編成されたのかを改めて見解を伺うものでございます。

次に、平成22年度から2年間を対象といたしました財政健全化集中改革プランでございますけれども、目標削減額10億円には届かなかったものの、年間6億3,400万円

もの削減効果を生み出しました。これも市長のリーダーシップと判断力、さらには議会、職員の協力、さらには何よりも増して市民の皆様の深いご理解のもとに成し遂げられたものであると理解をしております。これにより危機的状況は回避できたものの、景気の低迷は依然不透明なままでございまして、本市の主要税収の法人市民税も大幅なアップは望めない現状でございます。このような中で、今日まで行ってきた集中改革プランを生かしました新たな行財政改革プランを示され、市民に安心と行政の新たな姿勢を示さなければならぬと考えておりますけれども、これについての見解を伺うものでございます。

次に、平成20年10月に市長が誕生されまして3年少したったところでございます。この進退問題、多くの会派の皆さんがお伺いをされております。改めて、市長の進退を伺うものでございまして、今まで、もっと野洲21計画などにより、着実に進められてこられました。これは先ほども申しましたように、市長の強いリーダーシップ、そして適切な判断力により進めてこられたものと、大変評価するものでございます。これにより、厳しい財政の中でございますけれども、多様化する市民ニーズにこたえられてきたものであると考え、また就任後は予算編成の過程を市民に公開することで行政運営の透明性を図られ、事あるごとに市民との直接対話で説明責任を果たしてこられました。これまでの行政運営を根本から見直され、新たな市行政に生まれ変わらせる役を担ってこられたことと察しております。これからも行政のトップとして手腕を発揮していただくことを期待するところでございますけれども、この秋に施行される予定の市長選挙への進退、改めてお伺いをさせていただきたいと思っております。

また、教育長におかれましては、教育環境を取り巻く環境が厳しくなる中におきまして常に子どもたちのことを考え、そして野洲市の教育行政の推進に尽力をいただいておりますことに敬意を申し上げます。

さて、昨年は山積する課題に立ち向かうために策定されました野洲市教育振興基本計画、また元気な学校づくりマスタープランのもと、学校応援団事業や地域住民と一緒に子どもたちを育てる取り組みに力を注いでこられました。これらの活動は今後も拡大していただき、さらなる教育環境の充実、教育力の向上を期待するところでございます。

その中で、総括的に伺いたいのでございますけれども、平成21年には幼稚園で新教育要領が実施されます。また、平成23年4月から小学校で新学習指導要領が実施されました。来年度からは中学校で新学習指導要領が実施される運びとなっております。新しい学習指導要領は、子どもたちの現状を踏まえ生きる力を育むという理念のもと、知識や

技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力などの育成を重視し、これからの教育は、これまでに言われてきましたゆとりや詰め込みでもなく、次代を担う子どもたちがこれからの社会において必要となる生きる力を身につけてほしいと、そのような思いが盛り込まれているそうでございます。一方で、私立と公立の教育格差、子どもたちの学習力格差、また教員の指導力格差が懸念をされておるのも現状でございます。特に、昨年実施されました小学校では授業時間がふえておりますけれども、それらを1年間行ってきて、見えてきた課題を伺いたいと思います。あわせて、これから実施されようとする中学校での学習指導要領にのっとった指導で、特徴的な点、また新たな課題、またこれらを実施することで野洲市の教育がどのように変わっていくか、どのようにお考えをいただいているのか、見解を伺いたいと思います。

次に、農業政策について質問をさせていただきたいと思います。市長の施政方針の中では、本市の農水産物を学校給食や市内の事業所にある食堂などで調理するというシステムを構築することにより、地産地消を推進するとうたわれております。また、新しく農業を始める青年層の支援もうたわれております。これらは、今日現在、意見募集が行われている野洲市農業振興計画の中身そのものであると思われまじし、またそうあるべきだと思えます。野洲市農業振興計画に対する所見を伺いたいと思います。

また、国は24年度から2年の間に、地域農業マスタープラン、別名、人・農地プランの作成を指示しています。10年後、20年後の地域の具体的な農業の担い手を示しなさい、そうすれば農業をやめる人に補助金をあげますよと、このように言っているところでございます。これからも野洲市内で農業をやめる人が出てくると思いますが、市の対応によっては、その方たちが不平等な扱いを受ける危険性も十分考えられます。現役の農業者、新規農業青年も、同じような可能性も十分考えられます。そのような観点から、人・農地プランに対する考え方、所見を伺いたいと思います。

次に、野洲駅南口のあり方についてお伺いをいたします。これも、多くの皆様からのお尋ねに対しまして市長は答えておられます。先月、ようやく南口の1,300平米が野洲市の所有になりました。やっと自由に野洲市が絵をかけるという状況でございます。そこで、今後の取り組みを改めてお伺いするものでございます。

次に7番目、職員の評価についてでございます。最近の新聞を見ますと、大阪市役所の中でもそうですが、大変不祥事が頻発して、また警察官の不祥事、そして県の警察署の不祥事等々報道されておる中、やはりこれは地方公務員法というものが遵守されていないと

いう、そこにあるわけでございますけれども。市長がこれからもこの野洲市行政のかじ取りをしていただくに対しまして、やはり市職員の皆様が地公法にのっとりた公平、公正、中立的な立場に立って、多くの皆様の奉仕者であると、そういうふうな観点を持っていただかなければ市長の思ったようなまちづくりができない、このように思います。そういう中で、今の野洲市の中でおきますところの市職員の指導監督、またいろんな職務等ございますけれども、どのような基準を持って、今現在どのような指導体制をとられているか、以上お伺いしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 新政クラブを代表しての河野議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の来年度の予算編成につきましては、市民を守ることを核として、野洲の元気と安心をつくる予算をまとめました。特に、子どもから高齢者まで切れ目のないサービスの提供に努めるとともに、市民が安全で安心した生活ができるよう、また、まちの発展と雇用の確保も重要視し、治水、公園、道路などの基盤整理の推進にも重点を置きました。従来から申し上げてますけれども、新規はやっても新奇はやらないと。新規というのは当然新しい課題に対応する事業でありますけれども、よく奇をてらった新奇というのはどうしても潜り込むわけですが、一切そういうものを排した予算を過去も行ってますけれども、今回も当然奇をてらった予算は入ってないというふうに思っております。財政は厳しいですけれども、ただ基盤整備、あるいは将来を見越した整備はさせていただくということで、一部債務も必要にはなってきますけれども、生きてくる資産をつくるという考えのもとに行っております。

それと、県の福祉政策との絡みで話題になりました重症心身障がい児（者）の対応でありますけれども、課題になっておりました通所支援サービスにつきましても、市独自の事業を盛り込んでおりますし、グループホーム等への補助等、障がい者の方たちの期待を裏切らない予算編成にもなっているというふうに考えております。

次に、2点目の行財政改革プランにつきましては、現在、新しいプランあるいは更新の作業を進めておりますが、これにつきましては、従来の予算を削るという観点よりは予算を生かす、それとともに、不要な見込みのない土地を買ったりとか、後年度負担を考慮に入れない事業を始めるとか、そういった財政規律を失わせるような予算編成、あるいは事業執行を行わないような仕組みを新たに盛り込んでいく方向で、プランあるいは仕組みづくりを今検討している最中でございます。

それと、私の市長就任以来の成果と透明性を旨とした行政運営に対しまして高く評価をいただいた上で、ことし秋の市長選への覚悟についてお問い合わせをいたしまして、どうもありがとうございます。就任以来、市民及びまちの安心と元気の実現を目標に励んでまいりました。財政の健全化を含め、マニフェストでお約束をいたしました政策の実現に誠実に取り組むとともに、クリーンセンターの更新や野洲病院問題を初め、潜在あるいは先送りとなっていた大小の課題にも、あえて積極的に対処してきたつもりであります。あわせて心がけてきましたことは、まちづくりの進め方、スタイルの転換です。積極的な情報公開による透明性の確保と、市民参加と協働による政策決定とその実現であります。その結果、ご質問でご指摘いただきましたように、ある程度の成果は挙げられたものと考えております。これも市民及び議員の皆様方のご理解とご協力、あわせて職員の働きによるもの、見方を変えれば相互の厚い信頼関係によるものだと感謝しております。ご指摘のとおり、残された課題は多くあり、それに対する責任感も強く感じておりますが、他方、任期満了までにまだ7カ月余りあります。ご評価とご期待に心より感謝しつつ、そのご期待に一段とお答えできるよう、あと数カ月実績を積み上げた上で、最終的な判断をさせていただきたいと考えております。何度もお問い合わせいただくと、何か押し出されそうで、つい口がすべりそうでもありますけれども、着実に実績を積み上げて一層のご評価をいただいた上で判断をさせていただきたいと思っております。改めて、お問い合わせに感謝をいたします。

次に、農業振興計画への所見についてお答えをいたします。この計画は、私が就任以来考えておりました、野洲の農業を力強くもっと元気に維持・発展させるために、関係者の皆様方のご協力を得て作成しつつあるものであります。野洲市の場合、従来、農業に関する総合的な計画がなく、市としての独自性が余りありませんでした。こうしたことから、農業の現状を見ながら、地に足のついた野洲の農業の再生を目指すための計画として策定を進めております。みんながどこかで足がかりになる計画にしたいということで、多くの農業関係者や市民からたくさんのご意見を頂戴し、これをもとに検討委員会やさまざまな会合でご議論をいただきました。このようなことから、農業者と消費者の間に立って、5万人市民に支えられた野洲の農業を力強く進展させていけるような、実態に即した計画が策定できるのではないかと考えております。

次に、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）につきましては、国が示すプランの作成単位が集落・地域内としているものの実質は集落単位であること、また作成にできるだけ多くの人の参加を得た上で合意形成を図らなければならないこと、短期間での作成が

予想されること、経営転換協力金、すなわち出し手農家に農機具の廃棄処分を求めていること、あるいはいまだに詳細が示されないことなど、関係者には多くの不安と疑問があり、また公平・公正な政策にはならないことから、十分な説明が必要であると考えております。この施策につきましては、個別所得保障で集約化が妨げられる、促進されないという懸念に対して、新たに打ち出されてきた政策であると私は理解しておりますけれども、今申し上げましたように、まだまだ政策の熟度が低いという点がありまして、議員ご指摘のように、市内の農家の方が展望を持って農業を続ける、あるいは展望を持って農業を廃するという方向になるよう、市としても最大限情報収集とともに、市としても独自の考え方で不公平にならないように、かつ農業が振興する方向で取り組みを進めさせていただきたいというふうに考えております。

続いて、6点目の野洲駅南口のあり方についてお答えをいたします。野洲駅南口は、駅前ロータリーの整備後、アサヒビール株式会社及びアサヒビールモルト株式会社から買い取りました約9,300平米を核にした開発を進めていきますが、この土地利用計画につきましては、これまでアサヒビール所有地の買い取り可否の検討でも議論してきましたとおり、市民活動拠点としてどのような機能を持たせるのか、その具体的な方策につきましては、市民の皆さん方、また専門家を入れて公開で、将来を見越した議論をさせていただきたいと考えております。この場所の民間的な開発につきましても、大きな課題とは考えておりますが、先にも申し上げましたように、この土地の土地利用によって周辺を含めた民間の活力が高まるような視点を入れて、計画を練っていききたいというふうに考えております。

次に、7点目の職員の評価等につきましては、今議員からも他自治体のことも含めて市の職員への評価をいただきました。率直に申し上げますと、今、市の職員はよく仕事をしてくれている、能力も高いというふうに私は評価をしております。いろんな困難な課題があるとくじけそうになってますけれども、当然100%いいというわけではございません、まだ伸びる余地があるという中での総合的な評価としては、よくやっているというふうに考えております。ただ、昨日も本会議後、時間をとっていただきまして謝罪と説明をさせていただきましたように、基本的な事務作業で失敗、ミスがあります。これは専門的な能力の問題じゃなしに、仕事に対する熱意とか責任感といった基本的な問題でありまして、議員ご指摘のように、公務員としての責務の基本だというふうに考えております。そのあたりが一層高まるような取り組みが必要だと考えておりますし、当然、地方公務員として

の公平性、あるいは市民のためという、そういうところは当然ですけれども、できればそれに加えて、市の発展とか市民の福祉が一層向上するようにという、基礎を超えた部分への積極的な姿勢も求めたいと考えております。

それと、常々職員に言ってますけれども、当然、意欲・誠実さは必要ですけれども、それだけでは仕事はできません。やはり、能力・技能が必要です。その能力・技能も、既に持っている能力・技能だけではだめでして、新しい課題に対処しようと思うと、新しい能力・技能が必要です。それは本人が今持っていないものです。それを身につける能力、私は学習する能力と言ってるんですが、それも重要だと考えておりますので、いわゆる手の内で仕事をしないように、新しい課題、新しいサービスには、みずからの能力を高めていって対応するという姿勢でもって臨んでいただきたい。そういう観点からしますと、研修も重要でありますし、日々の研鑽も重要でありますので、そういったことを含めて、研修の一層の体系化、充実も含めて、今後取り組んでいきたいと思っておりますので、議員のご叱責、ご指導も含めまして、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、河野議員からの代表質問へのお答えとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、私のほうから、第4点目の教育行政についてのご質問にお答え申し上げます。

今年度から、小学校では新しい学習指導要領が完全実施をされまして、授業時数が小学校6年間で278時間増加をいたしました。当初は、授業時数増加に伴う児童への負担荷重を懸念する声もありましたが、学校現場の適切な指導により、むしろ時間をかけて、わかるまで学ぶ時間の確保につながったものではないかととらえております。しかし、学校現場の負担は増加をしておりまして、教職員の超過勤務縮減が大きな課題となっております。また、教育内容の改善に伴う課題として、外国語活動の推進や伝統文化に関する教育の充実などについて一層の指導改善を図る必要がございます。これらの課題に対しましては、元気な学校づくりマスタープランに示す教職員の健康増進を目指す取り組みや、外国語活動レクシンプランの作成・改善、あるいは社会科副読本「わたしたちの野洲市」の改訂などを通じて、問題の解決を図っていききたいと考えております。

次に、お尋ねの中学校の新学習指導要領における特徴的な点は、国語、社会、数学、理科、外国語、保健体育の授業時数の増加であります。この6教科で3年間に450時数が

増加をいたします。これらの教科における基礎・基本の定着や、思考力・判断力・表現力の育成を目指す、生きる力の育成を図っていくことでもあります。課題といたしましては、この4月からの中学校における新しい学習指導要領完全実施に備え、教材や指導資料等を改めることが急がれます。また、基礎・基本を定着させるための教養課程の編成、あるいは思考力・判断力・表現力の基盤となります言語活動の充実などについても課題となっていきます。これらの課題に対しましては、教育委員会といたしまして、新たな教材や指導書等の整備に努めるとともに、各学校の創意工夫に基づく教養課程の編成と、指導改善の推進などを通じて、問題の解決を図っていきたくと考えております。こうした取り組みによりまして、確かな学力の向上が図られ、すべての子どもたちが元気に生き生きと学ぶ学校づくりが実現できるものと考えております。今後も、基礎・基本の徹底を図るとともに、これからの激動する社会の中で、みずから課題を見つけ、みずから学び、考え、主体的に問題を解決する資質や能力の育成を図る学校教育の推進に努めていきたいと、この様に考えております。

以上、河野議員の代表質問に対する私からの回答といたします。

○議長（田中良隆君） 河野司君。

○20番（河野 司君） 市長、また教育長には回答をいただきました。

まず、予算の関係。私としては、本当に大変財政が厳しい中でございますけれども、やはりやらなければならないというような、そういうような思い、やることはやるというようなことで、積極的な前向きな予算ということで、これはかなり評価をさせていただきたいと、このように思います。特に、これから重要視していただきたいのは雇用の確保ですね。やっぱり雇用の確保が進みますと、所得もあり、また社会も安定するといえますか、そういうようなプラス効果がございますので、この予算の中で、雇用の確保という、就労支援計画ですか、これも入っております。この中で、やはり重点的に力を入れていただきたいと、このように期待をするところでございます。

次に、財政集中改革プラン、新しい改革プランはいかがかということでございますけれども、今検討中、今現在作成中ということでございます。やはりこれも当初申されておりましたように、市民合意の中で進めていただきたいと、このようにこれも期待をするところでございます。

また、大切な市長の出馬の関係、大変控え目な謙虚なご答弁ばかりされておられますけれども、まだ1期目ですね。当然、これはもう3期ぐらいは最低やらないとね、市という

のは変わらないんです。それはわかっておられるとは思いますが、皆さんがこれだけおっしゃっているのに、なかなか謙虚に謙虚に、こういう回答をいただくのが、ちょっと私もこれ余りにも、やっぱり市長をやってもらわないと市政が安定しないという思いを皆持っておりますよ、1期目ですのでね。そんなことで、やっぱりパーンと、私はもうやるというふうに一言言うてくれはったらええだけの話を。そこらがちょっと引っかかるところでございますし、またあしたでも結構ですよ。できるだけ早く出馬表明をしていただきたいと、このように思っております。

また、教育長には大変ご丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。教育方針で示されております6つのこれを柱にしてやられておりますけれども、やはり教育は国家百年の計と言われますので、本当に大切な施策でございます。将来の明るい展望を持つ教育行政を推進されるためにも、特に教育委員会の活性化もうたわれてますね、最後に。これもひとつ教育委員会のあり方、やっぱり教育委員会が元気になってもらわないとというふうに思いますので、これもひとつよろしくご指導のほどをお願いしておきたいと思えます。

農業政策、公明党さんも質問されましたけども、私のところも、これは議長も会の仲間でございますので、予算案にも入っております地産地消推進事業、これも百二、三十万入ってましたね。そして、新規の青年就農給付金ですか、これも県の補助金らしいんですけど、1,350万あります。ということで、これも市長答弁をいただいて、積極的にといいますか、誠実に、気持ちはわかっておりますので十分理解はできます。本当に間違いないと思えますけれども、関係者への適切な支援をお願いしておきたいと、このように思えます。

そして、野洲駅南口のあり方でもございました。これから、これからということでございます。私は、やはりまず基本的なものを市として持たないとあかんと思います。これはやっぱり長年の悲願でございますのでね。まずスケールの大きい絵をかいていただきたい。そのためにはJAさん、JR、銀行、商工会、当然そこらの発展も含めた、そしてまた市民が憩える、楽しめる、なかなかこれは難しい課題でございますけれども、ここがやっぱり、長い2年間ほどの検討期間を設けて十分にスケールの大きい、そういうことを私は夢見ておりますし、これからも私もそういう中に入って話もさせていただきたい、このように思えますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思えます。

そして、職員の評価。これはよそさんのいろんな不祥事の中で、幸いにして野洲市とし

てはそのようなことはございませんし、大変安心をしておりますけれども。二、三例を申しますと、これは私事になって恐縮ですけれども、昨年12月の議員の質問によって、担当者が虚偽の発言をしていると私は思うわけなんですけれども。やはり公務員、言うてはならないことを言うとか、言わなければならないことを言う、そしてしなければならないことをしない、してはあかんことをする、当然これは地公法違反ということになりますし、当然いろんな守秘義務、不実記載とか公文書どうのこうのというような、いろんな制約がございます。そういう中にやはり抵触する恐れがあるなというように私は感じましたので、ちょっとそういうふうに申し上げたい。多くの職員さん、当然市長がおっしゃっているように大変頑張っていて、誠実だけではあかんとおっしゃっていますけれども、もっと前向きな検討をしようというふうに市長はおっしゃっています。

昨年の例で、担当者が、法もないのに違法・不法と、そして指導監督をしてないのに、怠っているのに、指導してきたとかそういう発言をする。これはいかがなものか。この議場での発言は大変重たいものです。そういう中で、私は、道義的に倫理的といいますか、公務員としてあるまじき発言やと、このように思うわけでございます。これは、もうご承知と思いますけれども。また、質問者が聞いておられないのにその場所を言っちゃったのはだれだれさんとかね。特定をしていきたい、何かそういう意図が。そういう意図を持つてはいけないですよ、中立公平な立場の職員が、そういう事例。また、私の知っている方が市役所に来られたときに、市が用地買収しますよと言うたときに「それを拒否したらどうなるんや」とこのようにおっしゃられたら、その担当課長が「収用法がありますよ」とかね、「強制執行」とかね、昨年も話に出てましたけど。これは脅しとか脅迫に値する言葉です。軽々にそんな言葉は発するものじゃないです。という思いをしておりますので、そういう方、そういう発言をされた方に対しては、これからどういう指導をする、処分があるのかないのか、物によって違いますけれども、やっぱりそれが明らかになれば、意図がそういう脅しとか思いでやったとかしゃべったとか、そういうときには速やかにその職員に対して指導監督、処分、あるいはそういうことをしなければならないと思います。その点、市長にお伺いしておきたいと思います。どういう対応をされるのか。

以上です。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 河野議員の代表質問の再質問にお答えをいたします。

幾つかコメントも含めていただきましたけれども、最後の職員のあり方の問題、個々の具

体的なことについては、今、十分情報もいただいてませんので、お答えをしかねますけれども、議員ご指摘のように、職員は不偏不党で市民のために誠実に仕事をするというのは根本であるというふうに考えております。ただ、やはり、いろんな状況によりましては、なかなかそのようにできないときがありますが、そういうときには1人で対応しないで、チームとして、組織として、毅然と不偏不党に対応すべきだと考えております。

ただ、過去のことにおきましては、いろんな事情で適正でなかったことがあったかもわかりません。その場合には、それについてはきちっと検証するとともに、再発しないように防止をさせていただきたい。万が一、個々に問題がありましたら、またご報告いただいたり、ご指摘いただければ、検証は絶対すべて行います。

私への手紙が、平均すると、私の感覚では毎日3つぐらいお手紙の返答を書いているつもりをしています。今ご指摘があったように、近いような問題がたくさんありまして、一、二度だと、これは市民の方のほうがおかしいという回答が来るんですが、私が納得できないので、いろいろ調べると、やはり市民の方のご指摘のほうが正しいことが多々あります。

しばらくしたら、整理できた段階で、また全員協議会に報告させていただこうと思っておりますけども、先般も大きな問題がありました。旧町時代で合併より少し前なんですけど、市内で土地が購入されていまして、市民の方が何度も指摘をされたんですが、そんなことはあり得ない、あり得ないで、ずっと来てました。私が最終的にお出会いしようということで、職員がすべて調べてくれてましたら、土地が購入されてまして、お金が払われてまして、登記がされてないと。これはすごいことで、ある段階までは、その市民の方がおかしいということで整理されてたんですが、実際はやはり市民の方のご指摘が正しかったということで、私は謝った上で、今もう一度調査をした上で、当然土地登記しないといけませんから。これは一例なんですけど、結構それにたぐいしたことが出てきております。現在でも、ご指摘のように、責任感と正確性がないと、ややもすれば発生しますので、一切そういうことがないようにしたいと思います。

それと、やはり力関係の中で、どうしても都合の悪いことは出たくない、あるいは何とかうそをつきたいと。世の中に、うそも方便ということわざがありまして、便利なことわざなんですけど、これは全然お釈迦さんは言うておられないらしいです。うそはやっぱり言ったらだめでして、何かその場で相手のためにとか組織のために、うそも仕方がないだろうということが一般的に通念でありますけど、一切うそはだめだと思っておりますので、今、野洲市役所、少なくとも現時点では、隠し事はない、うそは言わないという方針でや

っております。ただ、さまざまな状況がありますので、これもまた議員のご指摘、ご指導を踏まえながら、一層改善に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 河野司君。

○20番（河野 司君） 今回の答弁、検証をしていきたいということでございますので、ぜひともお願いをしたいと思います。やはり、こういうことをなぜ言うかといいますと、職員さんのいろんなこと、当然不祥事にしたかて、すべてこれは最終的には市長の責任ということになりますのでね。ということは、かなり市長にもダメージが当たる。やはり、真っすぐによい野洲市をとという思いを持って誠実にやっている市長ならばなおそうですし、そういう方の足を引っ張ってはいけない、このように思いますので、十分その辺は決断を持って、悪いものは悪いということを内部の者にでも言えるように、このように心がけていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（田中良隆君） 以上で、通告による代表質問は終結いたします。

（日程第4）

○議長（田中良隆君） 日程第4、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されていますので、順次発言を許します。その順位は、配付済の一般質問通告表のとおりであります。なお、質問に当たりましては、簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第4番、市木一郎君。

○4番（市木一郎君） 第4番、市木一郎でございます。それでは、野洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）と各種計画ほかについて、一問一答方式により一般質問を行います。

それでは、まず今回計画されている、平成24年から26年度の野洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）についてお伺いします。今回の計画見直し中で、第5期の介護保険料は、介護保険給付費準備基金と財政安定化基金を取り崩し、保険料の上昇を抑えるとは言うものの、保険料の引き上げを計画されています。昨年12月26日に開催された野洲市介護保険運営協議会において、野洲市の介護保険料が県内で2番目に高いのはなぜかという問いに対し、介護サービス給付額が極端に高いというわけではないが、特に軽度者の1人当たりのサービス利用額が全体的に少しずつ高いことが反映されていると

考えられると答えておられますが、近隣市と比べ、どこがどう違うのか、原因を詳しく調べ、保険料の改定に対応すべきと考えますが、お考えをお伺いします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） それでは、市木議員のご質問に答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、本市の介護保険料が他の市町よりも高い原因を調査することは重要なことと考えております。本市の介護保険料の高い主な原因は、要介護者1人当たりの給付額が高いこと、介護認定を受けた人でサービス受給をしている方の率が高いこと、それから課税世帯である第4段階以上の被保険者が多くサービス利用が多いこと。また、歳入面では、課税世帯が多いことから国の財政調整基金の交付率が低く、その分を介護保険料での負担が必要となってくると、このようなことと考えております。

○議長（田中良隆君） 市木一郎議員。

○4番（市木一郎君） それでは、次に基盤整備についてお伺いします。

今回の計画の中で、介護老人保険施設については平成25年度に100床の整備を目標としていますとありますが、私の平成22年12月議会における一般質問の中の、施設サービスのあり方に対する答弁では、施設整備につきましては、大規模な施設整備を進めるのではなく、住み慣れた地域で介護サービスが身近に受けられるよう、地域密着型の小規模な介護老人福祉施設や認知症グループホーム等の整備を進める必要があると考えております、こういうふうに言われておりますが、今回の100床の整備というのは、この当時の考え方から一歩踏み出されたのでしょうか。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） 基盤整備につきましては、第5期介護保険事業計画の策定に係る介護保険運営協議会などで検討を重ねた結果、介護老人保健施設の整備を予定しております。また、認知症高齢者対策として、認知症対応型のグループホーム及びデイサービスの整備を予定しております。この入所施設整備につきましては、地域密着型の特別養護老人ホームについても検討いたしましたが、原則本市の被保険者のみ利用できる反面、利用者の長期入所が多くなり待機者の解消が一部に限られること、長期入所により1人当たりの介護給付費が増大するなどから、第5期計画においては新設しないことといたしました。また、ニーズ調査の結果の在宅介護の意向も踏まえ、短期・中期的に看護や機能訓練などのサービスを提供し、退所後は在宅療養につなぐ施設であるため、入所待機者の解消につながる介護老人保健施設の整備を第5期計画に盛り込みました。介護老人保健施設

100床の整備については、2月末現在、市内の同施設の入所待機者が475人で、このうち市内被保険者は160人となっている現状や、この老人保健施設は地域密着型施設での建設ができないということもございまして、比較的規模の大きい施設整備を計画しているところでございます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） それでは、次に介護老人福祉施設の整備についてお伺いします。

同じく当時の答弁では、特別養護老人ホームが3カ所、定員130人、待機者300人、老人保健施設1カ所、定員100人、待機者80人と言われていますが、需要は介護老人福祉施設、いわゆる特養のほうが多いわけですが、この点についてどうお考えでしょうか。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） 市内の介護老人福祉施設、いわゆる特養でございますけれども、これの入所待機者は1月末現在で309人となっております。入所待機者の数は議員ご指摘のとおり、介護老人福祉施設のほうが多いという状況でございますけれども、その内訳は、現在、療養型の施設や老人保健施設等の入所中の待機者もおられまして、待機者のうち在宅介護者は141人となっております。また、この309人のうち、要介護度が1とか2の比較的軽度の方も約100人おられる状況でございます。

第5期の介護保険事業計画においては、市の方針も受けまして、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括ケアの実現に向けまして、短期・中期入所で在宅サービスにつなげる介護老人保健施設の基盤整備を進める予定でありますので、長期入所型施設の介護老人福祉施設の整備は今回盛り込んでおりません。ただし、今後の施設整備につきましては、入所待機者の推移等も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 国の方針は理解しておるつもりですが、厳しい経済状況が続く中で、共働きしなければならないケース、あるいは老々介護の問題等々、介護老人福祉施設に対する期待には切実なものがございます。今後、ますます高齢化してまいります。ぜひ次期計画には、介護老人福祉施設の整備について検討いただくよう要望しておきたいと思っております。

それでは、次に第3期野洲市障がい福祉計画（計画案）についてお伺いします。障がい福祉サービスの見込み量と、方策の中の（3）居住系サービスについてですが、③に確保

のための方策で、共同生活援助、グループホームや、共同生活介護、ケアホームについては不足しており、今後も整備が必要となるため、地域の理解を深めながら生活の場の確保に努めますとありますが、現状と対策についてお伺いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） ご質問の、本市のグループホーム及びケアホームの利用者数ですけれども、15名でございます。その内訳は、グループホームが4名、ケアホームが11名となっております。また、平成22年度に自立支援協議会の専門部会、多機能プロジェクトにおいて、市内の作業所の通所者59名を対象に、自宅とは別の居住の場、グループホームあるいはケアホームでございますけれども、その利用意向について調査をいたしましたところ、すぐに利用したい人が2名、5年以内が15名、5年以上先になるが利用したい人が14名とありました。この通所者の多くは、現在家族とともに暮らしてはいるものの、近い将来は家族とは別に暮らしを考えていると思われ、日中活動とともに住まいを考えていくことが必要だと思われれます。さらに、市外の利用者の状況からも、生活の場と近接した作業所を日中活動の場として利用されている現状があります。

今回策定いたしました第3期障がい福祉計画では、施設入所から地域生活への移行を重点的に推進しようとしておりますが、市内作業所等への通所者に高齢化が進行していることや、将来においても日中活動を継続していくためには、居住の場としてグループホームやケアホームが必要となるものと考えます。また、保護者からも、親亡き後の将来の不安等から、市内にグループホームや、特にケアホームを望む声が多く寄せられております。市といたしましては、障がい者が安心して住み慣れた地域で暮らし、働き、活動するためには、グループホームやケアホームが必要であると考え、平成24年度予算においては、グループホームやケアホームの確保に向けた施設整備補助事業や、将来における地域での自立生活を支援するため、知的障がい児等を対象とした宿泊を伴う生活訓練活動への補助事業を創設したところでございます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） ただいまの答弁の中で、平成24年度予算で、グループホームやケアホームの確保に向けた施設整備補助事業や、知的障がい児等を対象とした補助事業を創設したとありましたが、これは単年度事業ですか。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） グループホームやケアホームの施設整備補助でございま

すけれども、これにつきましては、第3期の障がい福祉計画期間、これが平成24年から26年の3カ年の計画でございますが、この期間に合わせる形で、制度としては3カ年の補助制度としたいと、このように思っております。

それから、知的障がい児等を対象とした生活訓練に対する補助事業でございますけれども、これは利用状況を見ながらになりますけれども、継続事業として取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） ただいまの答弁を聞いておりますと、グループホームやケアホームの施設整備に対して、3年間で3カ所に対して補助を行うというふうに理解していいんですか。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） 3年間の制度というふうに申し上げまして、この間に施設整備ができるよう努めてまいりたいという思いがございます。

それと、既存のこういった施設を見てみますと、1施設当たり、その施設の性格上、定員が5名程度というのがほとんどでございます。需要と供給のこともございますけれども、その整備状況などを踏まえながら検討してまいりたいと思っております。3年間の間で、できるだけ施設整備につながればと、こういう思いで予算創設をさせていただいたということでございます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 事前のヒアリングで、市内以外でもグループホームやケアホームに行っておられる方というのは聞いておりますので、ぜひ3年の間に頑張って施設整備に補助をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、第2次野洲市就労支援計画案についてお伺いをします。まず、2010年7月に行われた湖南4市における雇用実態に係る調査についてですが、アンケートの回収率が、湖南4市全体で56.06%に対し、本市は46.06%と、9.4%も低いのですが、この点についてどうお考えでしょうか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまご質問の回収率の点につきまして、ご回答申し上げます。

調査票の配布につきましては、各市の企業内同和問題研修啓発推進班員が企業を訪問い

たしまして、各企業に対して手渡しで行っております。また、回収は郵送によるということで、当初実施することになっておりました。今回の調査で調査票の回収率が、湖南4市全体と比較をいたしまして、本市が低くなった原因として考えられるものといましては、他市は推進班員が再度訪問し直接回収によるという方法で対応をいたしましたのに対して、本市は当初4市で決めたとおり郵送によるという方法で対応した結果による、回収方法の違いが回収率に影響したものと考えております。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） アンケートはやはり回収率が低いと実効性が低いというわけですので、他市は出かけていってということでしたけども、当然、回収というか、郵送で返ってきた時点で回収率はわかるわけですから、それに対して何らかの行動は起こされなかったのでしょうか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 今回の調査につきましては、4市共同で実施をしておるところでございますが、回収そのものの郵送先でございますが、これはそれぞれの市のほうに回収先を定めたものではございませんで、草津にございます湖南の就労サポートセンターのほうを一括で回収先とするということになっておまして、それぞれの市のほうで状況が直接はわからないというふうなことであったと理解しております。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 今後も行われると思いますので、せめて平均ぐらいは回収率が上がるようにひとつ努力をお願いしたいと、こんな思いでございます。

それでは、次に障がい者雇用促進法の法定雇用率についてですが、第3期野洲市障がい福祉計画の就労の状況の項に掲載されている、障がいのある人の雇用の推移状況によると、滋賀県の法定雇用率達成企業の割合は平成22年度で56.5%と、ほぼ横ばいで推移していますとあります。県の調査は56人以上の企業に対し行われたものであり、10人以上に対して行われた本市の調査とは基準が違うとはいえ、対象企業なので遵守して達成していると答えた企業が63社中20社で、その率31.7%となっています。この現状について、どうお考えでしょうか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） この法定雇用率の問題につきましては、障がい者の雇用の促進等に関する法律で、一般企業の場合、従業員56人以上の規模の企業を対象に、法

定雇用率1.8%に相当する数以上の障がいをお持ちの方を雇用しなければならないとされているものでございまして、県の調査は、障がい者の雇用状況を把握する目的で実施をされているため、法定雇用率の対象となる従業員56人以上の企業に対して調査をされております。この結果、平成22年度の法定雇用率の達成企業の割合が56.5%となったものでございます。これに対しまして、本市の調査は、就労支援計画の策定に向けて、障がい者の雇用状況はもとより、就労困難者全般に伴う雇用実態の把握を目的といたしまして、企業訪問の対象である従業員10人以上の企業に対して調査をしたものでございます。この結果、法定雇用率の対象とならない企業が63社のうち29社含まれておりまして、差し引いて率を求めますと、サンプル数自体は少なくなりますが、法定雇用率達成企業の割合は34社中20社で、その率は58.8%となりまして、県の調査結果とは数字的にはさほど変わらないととらまえております。いずれにいたしましても、40%近い企業は法定雇用率が未達成というようなことから、現状におきましては、まだまだ障がい者の方の経済社会を構成する労働者の一員としての能力を発揮する機会が十分に与えられていないというように認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） それでは、次に雇用就労に関する取り組みについてお伺いします。

先のアンケートで、対象企業などで雇用しているが未達成と答えた企業が12社、対象企業であるが1人も雇用していないと答えた企業が2社あります。本計画案では、野洲市障がい者福祉計画の雇用就労に関する取り組みの中から抜粋をされておりますが、その計画の内容の1つに、市や企業は雇用の促進に努め、障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づいた法定雇用率以上の雇用を推進しますとありますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 障がい者の雇用の促進等に関する法律では、第6条に国及び地方公共団体の責務が定められておりまして、法に基づき、市といたしましても、事業主に対しまして、障がい者の雇用の理解を高めるための取り組みの一環といたしまして企業啓発研修会の実施、また啓発リーフレットの配布を実施いたしておるところでございます。また、就労支援計画に基づき、就労支援相談員が関係機関と連携を図りながら、就労困難者等に対する就労支援を実施しており、今後、現在取り組んでおりますパーソナル

サポートサービス事業を活用することによりまして、ハローワーク等とさらに連携を図ることで、障がいのある人の雇用の促進が図られるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木議員） それでは、次に就労支援の推進体制についてお伺いをします。

関係13課からなる就労支援事業推進会議が重要なかぎを握っていると思いますが、具体的にどう運営されるのでしょうか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ご質問の野洲市就労支援事業推進会議の運営につきましては、商工観光課が事務局となりまして、就労支援に関係する庁内13課の責任者による会議を開催いたしております。ここでは、各課の就労支援事業の実績についての情報交換や、就労支援事業全般の効果予測、あるいは評価をもとに事業全体の検証、改善について意見交換を行うことをするなど、目的を達成するための運営に努めておるところでございます。就労困難者等の就労をより早く実現するためには、当然のことでございますが、各課の連携強化が必要でございまして、就労支援体制の充実が非常に重要であるというように思っております。特に、先ほど申しました、本年度から取り組んでおりますパーソナルサポートサービスのシステム事業、これを積極的に活用するとともに、パーソナルサポートとの日常的な連携が必要であり、その運営に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 就労支援の推進体制ですが、実は3月6日の読売新聞の朝刊、滋賀版に出ておった記事があるんです。ちょっと紹介しておきたいと思っております。

これは湖南市で「県内初、市役所で就職支援」、こういうタイトルでございます。生活保護受給者や障がい者を対象にした事業ということでございますが、「湖南市役所に5日、市内の生活保護受給者や障がい者らへの職業紹介などを行う『チャンスワークこなん』がオープンした。市役所や町役場内でのこうした職業紹介は県内で初めてという。滋賀労働局と市が、庁舎1階の『市障がい者就労情報センター』に開設。求人情報が検索できる端末2台も設置し、ハローワーク甲賀の職員2人が常駐。求人情報の提供や職業相談・紹介に応じる。市は2009年7月、市役所内に同センターを開設し、障がい者や生活保護受給者らに就労情報を提供しているが、市内にハローワークがなく、仕事を探すためには甲賀

市まで行く必要があった。このため、市は2月1日、同労働局と就労に関する協定を結び、準備してきた。」、こういう記事が載っておりました。ぜひ、本市も研究をされるよう要望をしておきたいと思います。

それでは、次に野洲市商工業振興指針についてお伺いをします。

今般、本市に今までなかった商工業活性化の方向性を示す平成24年度から5年間の実施計画を盛り込んだ野洲市商工業指針が策定をされました。本指針は、2010年12月を第1回に、2011年12月まで1年間6回にわたる策定委員会が開かれ、大変熱心な議論の末に誕生したものであり、委員の皆様のご努力に敬意を表するものです。この指針は、現状分析、課題の抽出、役割分担と作業が進められ、最終的に10の事業が抽出をされました。いよいよ平成24年度から10の事業がスタートしますが、運営について（仮称）野洲市商工業振興指針実現に向けた運営委員会が設立される予定になっていますが、事業実施に向け、今後どのように取り組んでいかれるのか、お考えをお伺いします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 今回の野洲市商工業振興指針に提言をしております10の事業の実施につきましては、企業、事業所、商店などの商工業者だけでなく、熱意のある市民団体や行政等も連携をすることが何より不可欠でございます。こういったことから具体的に事業を進めるためには、まず商工観光課が事務局となりまして、関係する担当課の実務担当者や商工会、工業会の事務局などで構成する運営委員会の組織を予定しております。この運営委員会では、各事業の実施に向けて、10の事業の実施の個々の協議を行うほか、助成金制度の調査研究、あるいは進捗管理などの業務を行うこととしております。しかし、この運営委員会につきましては、各事業を実施する上で事業主体になるのではなく、あくまで商工業者の方や市民団体を事業主体として、それを支援する立場でありたいと考えております。いずれにいたしましても、指針を策定したばかりでございます。こうしたことから、議論を進めてまいりたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 事業の推進には旗振り役が大事でございますので、ぜひ頑張ってくださいと、このようにお願いをしておきます。

それでは、次に野洲市農業振興計画案についてお伺いをします。

もっと元気な野洲の農業を目指してとして野洲市農業振興計画が策定されますが、本計画は野洲市農業の現状のポイントとして、9項目、23ポイントが抽出されております。

それらを5つの課題に分け、19項目に整理、その解決のための施策として97項目が挙げられています。最終的に、予算の関係もあろうかと思いますが、集中して事業を行うためリーディングプロジェクトとして、担い手の育成、集落営農強化、地産地消の推進、裾野拡大の4つに集約され、具体的事業数は21となっています。本計画は、平成24年度から平成28年度の5年間となっていますが、残る解決のための施策ですが、施策の中には予算を伴わないと考えられるものもありますが、どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 計画に残る解決のための施策の取り組みということであろうと思います。農業振興計画の残る課題の解決策につきましては、議員ご指摘のように、予算的な問題などもあります。市農業の課題の中より最優先課題を選定し、当面の施策としてリーディングプロジェクトを選定し、できることから事業展開を図るものでございます。残る解決のための施策につきましては、社会情勢や経済情勢の変化により喫緊の課題となるようなことがあれば、(仮称)野洲市農業振興計画振興委員会の中におきまして協議をし、必要であればリーディングプロジェクトへの追加や施策が完了いたしましたら、次の取り組みを検討してまいりたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） では、次に推進体制についてお伺いをします。

この計画を守り、育て、より実行性を高めるため、野洲市農業振興計画振興委員会を設置とありますが、当委員会をどのように運営されるのでしょうか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 推進体制でございますが、この委員会は先ほど言いました、仮称でございますが、野洲市農業振興計画振興委員会を設置いたしまして、事業の見直しや企画立案、また評価改善機能を図りながら、主体的に事業管理をしていただくことを考えております。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 例えば、定期的開催されるとか、その辺の具体的なことはまだ決まってないですか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 振興計画を、まだ最終的に策定中の段階でございます。

今後、今の委員会の設置要綱等を作成する必要もございますので、その点につきましては十分に検討をし、委員会が十分に機能するように取り計らいたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） ちょっと細かいことをついでにお聞きしておきたいのですが、施策の中に、例えば集落ごとのブロックローテーションによる麦、大豆の作付の継続と徹底、これは現在行っているわけですよね。それから、農地利用集積円滑化団体との連携、これはJA等のことだと思うんですけども、それとか農村文化の継承とか、農業と福祉との連携とか、これはちょっとどんなことかわからないんですけども、一生懸命やっていただいたんですけど、何か書いてあるだけかなという印象を受けるんですが、委員さんには失礼かもわかりませんが、ちょっとこの辺のお考えをお伺いしたいんですが。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 一例を挙げますと、今、その文化の継承というようなこととおっしゃいました。例えば、農村文化と申しましょうか、農村そのものが集落ぐるみでいろんな文化というか取り組みをしておられることがございます。古来から、そういう取り組みをしておられると。どこの集落もそうですが。特に、用水路関係でございます。集落によって呼び名は違いますけれど、この振興計画の中で挙げているものといたしましては、湯のぼりというような表現をしておりますが、自分の集落から決められたところまで、代々清掃あるいはのり面の草刈り等々をされたと、そういう伝統に支えられた文化的な取り組み事業がございます。そういったものを農村文化というようなことで、引き続きそういうものができるようにというようなことも目指したいということでございます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） よろしくお願ひしたいと思います。

次に、上水道の漏水調査についてお伺いをします。

平成23年7月29日から平成23年11月30日の間、三上、野洲、北野学区の各一部において、水道管——これは配水管ということですけども——漏水調査及び水道管から各家庭への引込管の漏水調査、3,190戸が実施されました。その結果、58件の漏水箇所、推定漏水量1時間当たり17.5立方メートルが発見されました。最近実施された他市町の調査結果と比較すると、箇所数、推定漏水量ともに多い状況とのことでございます。平成23年12月末現在、24件の修理を完了とのことですが、残る34カ所の修理

計画はどうなっているのでしょうか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ご質問の残りの修理計画につきましては、24年2月末の状況でございますが、この時点で5カ所までの修理を完了しております。残る6カ所につきましても、年度内の完了をする予定をしております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 最後の質問になると思いますが、今後の対応についてお伺いをします。

漏水箇所58件をすべて修繕した場合、本市の平成22年度実績の供給単価119円19銭に基づき試算すると、1,827万1,827円の高価格となるとの報告を受けております。今後については、市内全域を5年、平成27年度まで実施とありますが、作業量の問題があるとはいえ、効果が出ているのであり、計画期間を短縮すべきと考えますが、お考えをお伺いします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ご質問の今後の漏水調査の計画につきましては、市内全域を5年で一巡する計画としておりましたが、今回の調査結果を踏まえまして、議員もご指摘のように、一定の成果を見ることができるとございまして、前倒しで調査を進めていきたいと考えております。ただ、調査後の漏水の発見箇所の件数とか、それに要する修理の期間、また、これは管工事組合のほうに委託をしておりますが、そこへの負担の集中、あるいは修理委託費の問題も当然ございます。これらのことを考慮しながら、早期修繕に努めまして費用対効果を出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 財政厳しい折ですから、ぜひ頑張って取り組んでいただきたい、このように思います。

皆さん、どうも予算編成ご苦労さまでございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をします。再開は午後1時とします。

（午前11時48分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問、次に、通告第2号、第8番、丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） それでは、第8番、丸山敬二です。質問内容というか、そこには「会派要望に対する回答への疑問を質す」となっておりますけれども、内容的に書こうと思ったら結構長くなりましたので、そういう件名にさせていただきました。昨年12月に提出しました会派要望に対する回答を年明けにいただきまして、懇談の場を持っていただいたわけですが、時間の都合で再確認できなかったもののうち2点について、少しお伺いしたいと思います。

まず最初は、市歌の制定についてということで、こちらとしては、美しい自然、未来へつなぐ物づくり、人と人とのきずな等を盛り込んだ野洲市の歌をつくり、みんなで歌い、明るく希望に満ちたまちづくりにしてはどうかということでお伺いをしましたが、この回答をいただいたのは、「一般的には、市の歌につきましては、市政施行記念事業や合併を機に市民の郷土愛や市全体の一体感の醸成などを目的に制定されております。しかし、その活用方法や市民への定着度、費用対効果等の課題もあると認識しており、現時点では市の歌の必要性は低いと考えております。なお、今後、市民の多くの方から制定に向けての積極的なご意見が出てきて、熟度が高まってくれば、その時点で検討することとします」と、こういう回答をいただきました。この回答の中で、私自身が疑問のところがございましたので、再度質問をさせていただきたいと思います。

まず、回答にもありました合併の話が言われておりますけれども、本市が合併するときも合併協議会がされておりましたけれども、そのときに、この市歌も含め、市民憲章やとか市の花、木、鳥等、その辺の制定に関することについての話題はあったのかどうか、まずお伺いします。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内陸夫君） 丸山議員の市歌の制定についてのご質問にお答えをさせていただきます。

合併協議会における合併協定書に、これは平成15年12月6日に調印をされておりますが、市の歌については合併後に検討期間を設け新たに定めるものとするということになっております。合併協定書について、法的な拘束力を有するものではございませんが、その履行の時期はともかく、合併を決定する上で重要な判断材料となっているものと認識しております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） そういうことであれば、合併後に検討期間を置いてということですが、もう既に今8年目ですね、全くそういうことがなかったようで。私も、今、市歌の制定についてということでお話しさせていただいてますけども、過去には、議長を初め議員さんから、いろいろ市民憲章やとか、そういった話が出ていたと思うんですけども、この辺について検討期間を置いて云々で行けば、ずっと放ってあるのは。県内でもかなりのところ、その市の木や花やとかいろいろありますけども、なぜこれずっと置いてあったのか、お願いします。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内陸夫君） 合併後、近々の課題がたくさんあったというふうなこと、現在もそうなんですけども。そうしたことから、まずそちらのほうを優先するが上に、今日まで検討してこなかったというふうなことでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） そういうような課題が多いのが、こんな8年も7年間もほったらかしにしているのはちょっと問題かと思います。旧町時代には町民憲章やとかそういうのも定められておったので、やはり私は早くやるべきではないかなと。こっちのところにも町民憲章というのを置いていますね、写してきたと書いてますけども、やはりそういうようなことは大事にすべきではないかなと。

ネットなんかを見ますと、これは南九州市というところ、これも広く歌を全国で募集をかけまして、334通というのが集まったそうです。当然、県内外いろいろあるんですけど、その中に佳作に滋賀県近江八幡市の人が入っておるんです。もう一つ、たまたま同じような、見ておったら、千曲市も募集したら全国から145件も集まって、またまたここに、これも滋賀県の人が入っているんです。だから、滋賀県人は、そういう意味では、こういうようなのをつくるのには非常に長けてるん違うかなと思うんです。ぜひとも、私は、ほかの市民憲章やとかいろいろなものを含めてやってほしいなと思ってるんですけど。まず回答をいただいた中で、活用方法や市民への定着度、それから費用対効果の課題というのがあるんですけど、この費用対効果というのは具体的にどうやってはかるのか、どういう意味でこれを書かれたのか、お伺いをしたいんですけど。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内陸夫君） 費用対効果というものは、この歌に関しましては、やはり市

民に親しまれ定着する歌を制定するには、活用する機会や市民への浸透度、費用面など、十分に見極めて検討する必要があるというふうに考えています。また、制作方法にもよりますが、作詞、作曲、普及を図るためCD等の制作費など、相当な経費が必要となってくることも見込んでおります。決して後ろ向きな姿勢ではございませんが、こうしたこと、大きな経費がかかるというふうなことで、現在近々の課題に対して対応しているというので、こちら辺については、現在のところ、まだ検討機関も設けていないというふうな状況でございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 今聞いたのでは、この文章で書いてもらったものと内容がほとんど変わってないんですね。私は、具体的にどういうことですかと聞いておるんですけど。市長もいろいろ言われているように、もっとのびのび元気にとか、賑わいのあるとかいうのであれば、その辺と。今、CDなんか無理につくらんでもいいじゃないですか。そやから、そういうことでやったら、やはり私はこういう歌をつくって皆が元気になるというのは非常に大事なのではないかなという気がします。市民憲章にしても、いろいろな、例えば人権宣言のまちなんかでしたら、会合のあるたびに最初に唱和しているのと一緒で、そういうイベントのときには、こんなんを歌って元気をつけようやと。

例え話なんですけど、近江八幡ですが、あそこは合併する前、市の歌があったんですね。今は、合併協議会の中で、どうしようかというのがホームページを見たら書かれてました。いろいろなところの例を持ってきて、協議会の中で、どういうふうにしようかというのが書かれておるんですけど。以前に、近江八幡は歌があったんですよ。あそこは富士宮市と交流をやっておるんですね。その中で、私も趣味で音楽のあれがあったものですから、そういったところへ行くと、交流の場で、お互いが歌を歌い合って、そのイベントが物すごく盛り上がってくるんです。そういうこともやっているの。それで、近江八幡も今は安土町と合併してどうしようかということで、検討していくというようなことを言ってます。ですから、私は、そういう意味では、金がどうや、費用がどうやこうやという、そういう余り見えんような費用っておかしいですけど、費用対効果がはかれないようなことを言うのはちょっとおかしいの違うかなと思うんです。

次に、市民から積極的な意見が出れば検討すると回答されてますけど。じゃ、我々も市民の付託を受けて出てきている一市民の代表です、一人です。市民の意見は聞くが、我々議員の意見を聞かんとしか、これはとれないんですよ。会派で議員が要望をしておるん

ですよ。これ、なぜこういう答えになるのか、教えてください。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内陸夫君） 当然、議員の皆様は市民の代表だということは認識しておりますけども。合併協定書の協定項目については、履行の時期はともかく尊重すべきものというふうなことでございますので、この回答につきましては、現時点での回答をお示しさせていただいたものだというふうなことでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。

最後に、現時点での答えやということを知りましたので、それでは最後に、冒頭の辺でも言いましたけども、8年目に入って、そうすると間もなく合併10周年になるわけですね。それであれば、これを記念して、この市歌の制定、市民憲章、木とか花、鳥とか、そういったものをあわせて制定するには非常にいい機会ではないかなと。この1年以内ぐらいに検討というか、ほぼ答えを出して、10周年記念のときにはそういったものを披露すると、そういうようなことも私は非常に大事でいいことではないかなと思います。その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内陸夫君） 先ほど丸山議員もおっしゃいましたように、22年第1回定例会での一般質問でもお答えをさせていただいておりますように、いろんな市民懇談会でも、この件に関しまして、市民の皆様からただいまについてはご意見をいただいてないというふうな状況でございますが、すべてが必要かどうかも含めまして、市民の盛り上がりも期待する中で検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 盛り上がりの中でという、そういう何か人任せみたいなことを言わずに、僕は積極的に動いたらいいと思うんですけどね。これは、先ほど言いました千曲市が、5周年を記念してつくって、その5周年の日にそういう市歌を発表しておるんですよ。だから、そういうことをやるんやから、せっかく野洲市も元気のある野洲市やったら、そういうことをぜひともやってほしいなと思いますけど。今、部長の言われた熟度が上がってきたら検討するというのは、それは時期はいつですか。熟度というのは、どの程度をもって熟度が高まると判断するんですか。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内陸夫君） 数々のいろいろな市民懇談会でお話もいただいて、総合計画の中でも市民懇談会を開いていろんなご意見をいただいておりますが、残念ながら、市の歌、こうした市民憲章などのご意見はいただいてないというふうなことでございます。やはり、そうした中で市民の方々からご意見を言っていただく、また今回は議員の方からご意見をいただいておりますので、そうした方々、こういう意見が多ければ、こうした検討に入っていきたいと。1つの機会として10周年というふうなこともございますので、そこら辺も見極めながら検討に入りたいというふうに思います。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） だんだん前向きになってきたような感じがしますので、先ほど言いましたように、10周年を迎えるに当たって、もうぼちぼち準備していただいて、まずは庁舎内で検討に入っていただきたいと、このようにお願いしておきます。きょうは多くの議員さんに聞いていただいておりますので、それから以前からほかの議員さんも市民憲章を初めそういうような要望もあるので、ぜひともやっていただくようお願いいたします。

それでは、次の2点目のほうですけれども、遊休農地や公共の建物等を活用して再生可能エネルギー施策についての検討推進をということで、これは政友会の中島議員が代表質問で言おうかと言っていたエネルギーの話と若干、そのとき中島議員は特にあえて質問は出さなかったようですけれども、関連したことで。具体的に、太陽光だとか風力などの自然エネルギーを利用した小規模の発電、10キロから50キロワットくらいの発電をそういったところで行って、ハウス栽培やとか工場等への補完的な電力の供給、また市が指定をしております避難所への電力の供給とか、そういったものの推進をやってはどうですかということを提案したんですけれども、回答が「自然エネルギーを利用した電力供給については法的、技術的にも課題が多く、今後、国・県等の動向を見ながら検討をまいります」と、こういうふうな回答をいただきました。これだけでは非常にわかりにくく、私は、こういった自然エネルギーを利用した電力供給ということから、法的とかいうことについては、いわゆる電気事業法とかそういったところのことかなと思ってるんですけれども、この法的というのはどういう法的を言われているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまの法的という点につきまして、まず市の現在の置かれております一般的な土地利用の点から考えますと、遊休農地あるいは耕作放棄地というものがございしますが、これを利用してという側面で立ちますと、農業振興地域の整備

に関する法律による農用地除外に関する計画変更要件、あるいは耕作放棄地、再生利用計画上の問題がまずございます。

それと、今ご質問の中でおっしゃいました、例えばハウス発電なりから避難所への供給的な、そういうような側面でございますが、そういった発電されたものを単に供給する場合のことでございますが、あるいは、逆に公共施設から特定のところへ供給なりを考えた場合に、この場合、再生可能エネルギー特別措置法によりまして全量買い取りとなりまして、発電した電力を他に供給することができないと。非住宅の場合はそういうこととなります。

また、今おっしゃいました点のように、電気事業法によりまして小規模発電は自家消費が基本的でありまして、独自に特定のところに電力を供給することができないということになっております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） これ質問したときに、ちょっとそこら辺まで考えてなかったものですから、私のほうとしてはいわゆる電気のほうのことで考えていたので、なるほど確かにそうか、農地でやるのもので農地に関連するような法律があると思うんですけど。例えば、ハウス栽培の近くでやるとして、こういうのをクリアすることはできないんですか。何とか法をクリアして設置する。例えば、そういう田の中にでも小さい小屋とかありますよね。ああいうものが設置されているようなイメージで、何とか農地法なり、農地転用の関係があるんですかね、そこら辺をクリアして。先ほど言いました、私の言っている話は大きい発電容量のものじゃなくて、例えばハウスの中での電力の補完的なやつ、換気扇を回すとか電灯をつけているとかそういったレベルのものであって、すべてをその電気で賄うとか大きいものじゃなくて、そういった小さい発電設備。どちらかと言うと、私のイメージでは電気事業法上でいう一般用電気工作物というやつで、家庭でソーラー発電するかそういうイメージのやつです。その、どっちか言うと、ちょっと大き目のやつ。家庭用で大体3キロから5キロくらいですので、10キロ程度のものぐらい、そういった場所に応じた10キロ程度、20とかそういったもの。地面の法的な規制があるのであれば、そういったクリアはできないのかどうか教えてください。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 今おっしゃいましたハウスのところに併設されるような

発電、太陽光発電などの自然エネルギーを利用した発電装置が可能であるかないかというご質問やと思いますけれど。これにつきましても、まずその施設そのものが、基本的にはハウスに絶対的に必要であるかないか、また、その発電施設が農業用の施設として認められるか認められないか。それまでには、先ほど申しましたいろんな法的にクリアしていなければならないところがございますけれど、それが農業施設として認められるか認められないかというところが、最終的にというのか、究極の判断基準になろうと思います。

ただ、現状では、そういった事例等が現時点ではございませんので、実証実験とかではそういうこともやられておる可能性もございますが、そういったところの情報が十分ございません。また、今言いましたように、それが施設として認められるか、なかなか判断がしにくいところがございます。そこらにつきましては、十分に研究等もしていきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 農地を遊休地とかに活用するのは、非常に難しいというのはわかりました。

次に、国とか県の動向を見ながら検討してまいりますとあるんですけど、この国とか県の動向を見ながらというのはどういうことなんですか。今の法的なことも含めたことになるのでしょうか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） まず国の件でございますけれど、一般論といたしまして今現在の状況をご説明申し上げますと、国の動向といたしましては、現在の国のエネルギー基本計画でございますが、これが平成22年度に閣議決定がされたものでございまして、それが現在は白紙見直しの状態でありまして、総合的な資源エネルギー調査会におきまして基本問題の委員会が行われているところでございます。ここでは、最適な供給構造を実現するために技術革新による経済性の向上を前提としての再生可能エネルギーと、それと高水準の安全確保を前提とする原子力を柱として、省エネ、節電を加えてのエネルギー確保となるとされています。こういったところで、今現在はまだまだ検討段階であるということでございます。このためには、今後、エネルギーシステムの改革、またエネルギー技術の革新、またこれは国際的な問題になりますが、資源確保等の国際戦略にどういう形で取り組むかというところを議論されているというようなことを承っております。

あわせて、県の動向でございます。県につきましては地域エネルギー振興室というものを新設され、再生可能エネルギーの戦略的な振興を中心に、平成24年度から戦略の検討、また研究事業により再生可能エネルギー政策の確立を目指しまして、再生可能エネルギーの導入推進とエネルギー関連産業の振興、また研究開発を柱に事業の展開をされようとしております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 国のほうの動きは非常に大きな話なので、なかなか難しいところがあるかもしれませんが。今、県のほうの話を聞くと、何か地域エネルギーの何とか検討会みたいなのが新設されたということで、戦略の検討を始めるということなので、ぜひとも、これが先ほど言いましたような省電力のあれにすぐ結びつくかどうかわかりませんが、ひとつ、ぜひこの動向も注視していただいて、間もなく原子力発電所が全国で稼働しているのがゼロになって非常に電力も厳しくなってくると。電気代も高くなりそうやということなので、こういった小さな発電設備が活用できることがあれば、どんどん活用していただきたいなど。

そういった意味で、最後に、今言いました原子力所の事故があつて以来、国民的な意識の高まりとして、原子力依存から自然エネルギーを活用した電力供給が言われています。こういった中で、前回12月でしたか、私は災害に強いまちづくりという中で、避難所の予備電源といいますか、停電時の対応をどうしているんですかと聞いたら、危機管理監のほうから冷たく、そういった停電対策は考えてませんと一蹴されてしましまして、啞然として、あと何も言えなかったんですが。そういった指定避難所となっているところに、公的施設へのそういった非常時の停電時の電力供給、それからまた企業やとか、先ほど言いました農業者、ハウス栽培している方々の補完用の電力として、そういった太陽光とか、風力はつけるかどうかわかりませんが、自然エネルギーを活用した電力、そういったところに対する補助的な考えというのはありませんでしょうか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 市におきましては、地域資源循環型のエネルギー社会をつくるべく、省資源、省エネルギーという観点で地球温暖化対策の1つとして再生可能エネルギーの活用に関し、今日まで取り組んできて、また個人住宅用の温暖化対策を中心に施策を行ってきております。

一方で、今ご質問のございました指定避難所になっております公共施設についてでございますが、これにつきましては、今日まで建設や大規模改修の際に、順次、太陽光発電システムを設置しておりまして、現在までには指定避難所38施設のうち11施設につきまして設置をしてきております。こういったことで、残りの施設につきましても、今後の大規模改修等の際には順次設置を進めてまいりたいと考えております。

それと、事業者への補完的なエネルギーの活用でございますが、市としてというお話でございますが、先ほども申しましたように、先の震災を受けまして、国・県において、これから議員がご指摘のような小規模の発電システムの活用も含めまして、いろいろと取り組みが調査検討を進められようとしているところでございます。そういった状況でございますので、市といたしましても、そういった対応を十分に見極めた上で検討してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） ぜひとも、先ほど言いました地球温暖化への取り組みだとか脱原発という取り組みの中で、補助ができるものはできるだけ補助して、そういった運動というか活用をしていただきたいなど、このように思います。

ちょうど、きょう昼、会派の中でいろいろ話をしていましたら、小南の自治会館に太陽光発電をやっているということですので、ぜひともそういった地域の自治会館等の設置もひとつ補助金を、これは自治会の補助のほうで行くのか、こちらの今言ったような政策の中で行くのかは別として、何らかの形でそういったところも補助していただくと、非常用にも使えるのではないかなど。ただ、非常用ということになればインバーターにバッテリーをつけてやらないけませんから、当然そういったところの金もまたかかるわけですが、ひとつ前向きに検討してやっていただけたらなと思いますけども、最後に、この点についていかがでしょうか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 今、小南の自治会館のお話でございますけれども、ちょうど私はおっしゃいました小南のほうでございますが、たまたまエコライフの委員のほうもことしさせていただいております、中で使う売電等、結構な金額になっております、非常に有効に動いておるとことは読み取れるわけでございます。

ああいった施設に対応のことでございますけれども、先ほど県の動向を申し上げました

が、調査研究を進めていくというようなこと、県の施策の中にもなっております、その中で1つ新規事業といたしまして、家庭地域への地球温暖化の防止ということで、公共的な施設等への再生可能エネルギーの導入推進ということで、県内で、市の防災拠点になるような避難所になるような施設、また東北の先の震災のときにも、お寺とかあるいは地域の自治会館等に避難されておる光景がテレビに映っておりますが、恐らくそういうことに着目してであろうと思いますけれど、そういった県内の事業者あるいは団体が、防災拠点となるような施設に対しまして、太陽光発電あるいは風力発電等の再生可能エネルギーの設置をされる場合に対して補助をしていこうというようなメニューもございます。そういった点も、機会がございましたら自治会等にもPRをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） そういった動きがあるということなので。ぜひとも、東北の震災の経験からそういったところも多分出てきていると思いますので、自治会館みたいなのを初め公共的な場所には、そういったものをどんどんつけられるところはつけて行って、先ほど申しましたように、自然エネルギーを使うやつは、例えば風が吹かなくなったとか太陽が当たっていないときには発電できませんので、発電しておる間にバッテリーでためて使うとか、そういったところもひとつ検討していただいて、補助金のほうを出していただいて、より一層進めていただけたらと、このように思いますので、ぜひともよろしく願います。それでは、次のところに移らせていただきます。

今言いましたように、会派要望に対する質問というのはこの2件でございます、次に住民投票条例施行の延長についてということでお伺いしたいと思います。

2月21日の全員協議会で、この住民投票条例施行日の延長についてという説明がありました。このときは、公職選挙法など関連法案を今国会に提出する方針であるとの情報があったので施行を延長するということでした。この辺で、私もそのとき情報源はどこですかとお聞きして、いろんなことを調べたんですけども、そのことで、この野洲市のこの条例ですね、市民投票条例の施行を延長しなければならないという理由がよくわからないので、再度というか詳しい説明、私が理解できるように説明をお願いしたいと思います。この条例制定の提案されたときは、何で3年以内かというのが、システム改修という話をされておりましたけども、このシステム改修というのはどのようにシステムを改修するのかをお伺いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） システム改修の内容でございますが、一般の選挙人名簿の登録要件につきましては、日本国籍を有する20歳以上で、本市の住民基本台帳に3か月以上登録されている方で、転出後4か月以内の方も登録されるというようなことになっていきます。一方、住民投票の登録資格者名簿につきましては、18歳以上の日本国籍を有する方と定住外国人で、ともに3か月以上登録されていることと規定されておまして、住民投票の有資格者名簿につきましては登録要件が異なりますことから、選挙システムの流用ができないことから、新たなシステムを導入して対応する必要があると考えております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 一番大きいのは年齢要件が違うということですね。それで、これを改修しなかったら住民投票はできないということですか。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 18歳以上の方と投票資格者名簿作成が一連の事務処理には現行の選挙システムではできないと考えておまして、別の住民投票のシステムを導入しないと対応できないと考えております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） そんなことでは、私が思うに、危機管理が全然できていないのと違うのかなと思うんです。じゃ、そのシステムが壊れてしまったらどうなるんですか。一般の選挙も含めて投票はできないということですか、違うでしょう。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 今、市でシステムができ上がっておりますのは、公職選挙法に基づく20歳以上の、先ほども申しあげました住民基本台帳に3か月以上、転出後4か月以内の方は台帳上すぐ選挙できる、入場券を発行したり、あるいは通知を出すシステムが構築されております。故障じゃなくて、一般的なシステムとして開発されております。ただ、条件が違う住民投票条例を対象とした方のシステムは、新たに構築しないとできないということでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） いや、私が質問したのはそういうことではなくて。そのコンピューターのシステムがね。例えば、もう住民投票条例はいいですわ、選挙の分でもいいじゃないですか。その選挙をやろうとしている、要は入場券を発行するための、はがきをつく

るためも1つあるわけですよ。じゃないんですか。その今の住民登録されている分と当然照合やらがある時点で、そういった条件に合っている人も照合しているかもしれませんが、最終的にはその投票の入場券を発行すると、そこまでのことが一連のシステムとしてされているということですね。それが、その機械が、コンピューターが壊れたらどうなるんですか、投票できないんですかと聞いておるんです。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） コンピューターが壊れたら投票ができないかということなんですが、当然バックアップ体制はとっているかと思います。そうしたことで対応できるようなシステムは組めると思います。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） バックアップ体制はとれていると思いますじゃなくて、その辺はしっかりしておいてもらわないかんのですけど。

じゃ、そのバックアップもつぶれてしまったらどうなるんですか。原子力なんかのときでも、想定外のことでいろいろやられてますやん。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） バックアップ体制がつぶれてしまったら、当然、丸山議員がご指摘のように、修復しないとすぐには対応はできないと思います。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） そういうことを僕は聞いたかったんじゃ、そんな答えが聞いたかったんじゃないんです。ハンドでもできるんでしょう。要は、人海戦術でできるんでしょう。人の手でできないんですか、人でも。要は、そのシステムがやっておった、機械がやっつたやつを人間ではできないんですかと聞いておるんです。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） ちょっと質問の趣旨がわかりかねるんですが、人の手間ですということには限界あるんですが、日数的に何日がいただければ、当然人力による作業で、そういったことは可能かと考えます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 当然、人の手で何でもできるわけですよ。今までそういったシステムというのは人が、手で、ハンドでやっつたやつを機械に置きかえておるんであって、初めから、宇宙からそんなものが飛んできて、それが逆に何もわからないのを人間

が使うんじゃないはずですから、それはできるはずなんですよ。だから、最悪はそういうなのもできるのであれば。何が言いたいかというと、コンピューターに頼らんでも人がやったらできることやから、延ばさんでも、その条例は施行してもええんちゃうかなという気はするんです。それはまた最後にするとして。1つは、あ那时的の説明ありましたように、報道がこう言うたから延長するんやというのが、僕はちょっと疑問なんです。そういう報道があったからと、うのみにしてやるのがね。

あ那时言われた、報道のときに、あれは野田総理がそう言うたというて確かに書かれてました。そのとき、同じ日に藤村官房長官が、この分は非常に難しいと、要は関連法案が196あるということで、今国会への改正法案の提出はもう無理やと、難しいと言うてるんですよ、同じ日に、時間がちょっとずれて。このニュースがあったのは、報道があったのは知りませんか。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 1月26日の記者会見の中で、藤村官房長官が、今国会への関連法案提出は非常に厳しいと発言された報道も知っております。ただ、同日報道されました、年齢要件を20歳以上から18歳以上へ引き下げ、公職選挙法改正案など関連法案を今国会へ提出をする方針を固めたという総理大臣の発言を、あくまでも優先させていただいたようなことでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） はい、わかりました。

じゃ、そういうプラスとマイナスの情報があるというのに、どっちをとるかというのをやっぱりきちっと判断してやらないかのかなと思いますけども。

そういうことがあったので、実は、私、三日月衆議院議員の東京の事務所を通じて確認しましたところ、ちょうどそのころくらいから、政府のほうが関係府省庁と検討に入るんやということを言うてました。その後、新聞にもこの内容は報道されましたけど、それは御存じないですか。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 竹歳副官房長官をトップにいたしまして、各府省事務次官で構成する検討委員会で検討に入るというような報道についても存じ上げております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） それでは、結構です。これ、国会で云々というのは、公職選挙法

改正になったというのは、もともとの事の起こりは国民投票法からの話ですね。国民投票法では年齢18歳とするので、関連の法律を同じようにせないかんのとちやうかと言うて作業に入っておったんですけど、私は野洲市の住民投票条例とは何ら関係ないと思うんですけど。もう最後ですけど、それとは関係なしにゴーをかけたらだめなんですか。3年以内に施行するということで制定されているんですから、これスタートしてやったらだめなんですか。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） ご質問のように、住民投票条例と今の国民投票あるいは公職選挙法とは直接的な関係はございません。この改正に合わせてシステム改修をすれば、事務的あるいは財政的な支援を受けられるであろうということから、効率的な観点から、できたら延ばしたいなという検討を始めたところでございます。といいますのは、今回、外国人が住民基本台帳本に登録されるという国の法律の改正がございました。そうした中の経費につきましては、標準団体で、普通交付税で約2,000万措置されております。そうしたことを考えますと、国の法改正に合わせたほうがより財政的にも効率的ではないかということで延長を検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） もう全然関係ないので、私は単独に動いたらいいと思うんですけど。これは平成21年の第8回、要はこの条例の制定のときの質問の中で、議員が質問されている中で、市長が答弁されている中で、1年以内にしなかったのはということで話があって、必要やったら補正予算でやりますと。今回全協で出されたときも、そういう事態になれば補正でやるということをおっしゃっているんで。私は、これは施行したらええん違いかと。3年以内にやるという約束やったんやから、そんなん延ばす必要はなくて、施行して、言うように補正とってもええし、住民投票をせないかんような事態が起こっても期間がありますよね。

それと、もう一つは、きのうの代表質問の三和議員が質問した中で、行政のシステムのやつ、何か質問ありましたね、自治体クラウドでしたっけ。あのときに市長が、平成26年にシステム再構築するという話があったと思うんですけど、この言われたシステム構築と、この投票に使うシステムとはリンクというか、これは一緒にはできないんですか。今の改修をやろうとしたときに、その時点で今の住民投票条例に合わせた改修も含めると。そのシステムは全く別のシステムで動いているんですか、それをちょっと教えてください。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 平成26年度に市の基幹系のシステムを再構築する計画がございます。そうした中で入れ込むことは可能であるというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） それでは、そのときにシステム改修するとして、今これ条例はゴーしたらだめなんですか。できるんではないですか。3年以内にやると、施行すると言うてるんやから、僕はやったほうがええと思うんです。改修せないかんから延ばすという理由じゃなくてね。その辺だけ最後に教えてください、できるんか、できないのか。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） システム改修経費を投ずれば、住民投票条例のシステムの構築はすぐ可能です。ただ、先ほども申しあげましたように、財政的な効率性を考えたら、もう少し延ばしても、市を二分するような利害関係のあるような事項が現在のところありませんので、できたらもうしばらく延ばしてはどうかということを検討しているということでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） いや、この住民投票条例の中にはシステムを改修するとかいうことは一言も言うてないでしょう。言うてないですよ、たしか。言うてないから、その条例は施行してもええんと違うかと僕は言うてるんです。これ施行するためには、何かそのシステム改修に700万ほどかかるのでという話は当初のときからちょっと出てました。ですけど、条例そのものにはシステム改修してからやるとか何も書かれてないから、やってもええんではないですか。単純な素朴な疑問です。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 始まる前に、部長が、どこかで助け船が要るのと違いますかと自分で言うてましたけど、大分難航していますので、一言でお答えします。

これは、まさに危機管理の問題でして、確かに、出てくるかどうかわからないので施行しますということはある程度得ますけれども。例えば、お医者さんが医師免許を取った。でも治療室はない、患者が来るかどうかわからんし、とりあえず看板を掲げておこうと。患者さんが来はってから、手術はないと思ってたけど、手術が出てきたら、にわか仕立てで手術室を注文して、ぎりぎり間に合わそうというのと一緒でして。いつかあるということであれば、きちっと名簿ができているという前提で、あるいは名簿は名簿じゃなくてシステ

ムですから、システムがあるという前提でやはり窓口をあけるべきだと考えています。3年以内ですと、ことし中ということになりますから。もちろん26年にシステムは改築します。ただ、選挙制度が変わらない限り、いわゆるコンピューター用語で言いますとソートですね、今20歳でソートしてますけども、もう20歳のソートが要らんわけです。20歳のソートが18歳のソートになるわけですね。だから、そのシステムにした上でやるのが万全でして、手作業でやったり、いわゆるチューニングをするというやり方は本来の危機管理とか適正な制度運営ではないので、私どもとしては窓口をあける限りは最終形をきちっとセットした上でやりたいと思っているから、こういうことです。

私も、むしろやりたいほうなんですけども、今議会でも皆さんからご指摘いただけてますように本当に財政が厳しいです。その中で中途半端なことをやるよりは、今部長が言いましたように、市を二分するような大きな課題があるのであればですけど、当面想定されないという中では、国の取り組みも見えているわけですから、そういうことでどうかなというのが考えでして。ただ、前回の全協でお示ししましたように、結論は出しておりません。ただ、市としては効果と財源ということで、こういう形で今ご提案をしているという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） それは言われるのはわかりますけどね。それであれば、さかのぼって、そのときからそういった国民投票条例で年齢が18歳云々というような話があった、当然この会議録を見てもそういう答弁されているのでね。それやったら、僕は、その時期に無理やり制定する必要はなかったのと違うかなという気がします。

それと、今の市長の言われた例とちょっと違うんですけど、この間の全協のときもありましたように、やらないかんようになったときには補正でも上げてシステム改修をやるんやというたら、私はそれであれば、その気があるんやったら施行したらどうですかと言うてるんです。それと、そういった緊急で間に合わへのやったら、専決でもできるんと違うかなということがあって、延ばさずに、せっかく3年以内と言うとるんであれば、3年以内にやったらどうですかと私は言うておるんです。その辺を、今も市長も言われたように、まだ決定はしてないということですので、十分詰めていただきたいなど、このように思います。

以上で終わります。

○議長（田中良隆君） 次に、通告3号、第3番、井狩辰也君。

○3番（井狩辰也君） 第3番、井狩辰也です。私のほうから2点について質問いたします。

最初は、篠原小学校校舎の改築工事について。平成23年12月19日に締結された株式会社丸屋建設との確約書によりますと、2階躯体コンクリートにおけるジャンカ等のふぐあいに関し対策工事を速やかに実施することとなっております。これによって、新校舎（教室棟）の供用開始が今年度10月上旬の予定となり、当初計画より約1年半おくれたの供用開始となります。多くの児童や保護者の方は、新校舎での学校生活を楽しみにされていたのではないかと考えます。児童や保護者に対し、工事が遅滞している道義的責任をどのように考えるか、お伺いします。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 井狩議員の篠原小学校の改築工事についてお答えを申し上げます。

まず、今ご質問いただきました教室棟の遅延ということでございますけれども、篠原小学校の改築工事でのコンクリート打設不良での耐震工事のおくれにつきましては、児童、保護者の皆様始め、市民の皆様には大変ご迷惑、ご心配をおかけしたことに深くおわび申し上げます。

今回、校舎改築工事におきまして発生をいたしました2階部分のふぐあいにつきましては、施工時における打設現場での施工管理が適正に実施されなかったことにより発生をしたものでございます。このことから、市は、学識経験者、有識者によります対策検討委員会を設け、建物のふぐあいの実態を明らかにし、新築物件と同等の耐力を有する対策を講じるために、2階を解体し、再施工への対策工事を実施しておるところでございます。

また、今日までの間、市の広報またはホームページ、保護者及び市民説明会におきまして、現状報告、また対策方法についてもご説明を申し上げてまいりました。打設不良発生から時間は要しましたものの、市の説明責任は果たしたものと考えております。教室棟の完成は、本年の9月、10月ころに向けて動き出したというところでございます。今後も、対策工事の進捗状況等について、市民の皆様にご情報提供をさせていただくことで、市の責任を果たしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 説明責任は果たしていただきたいと思います。

その責任について、今後の体制についてなんですけれど、平成24年2月21日の全員協議会でいただいた資料、「篠原小学校（教室棟）改築工事の再開状況（対策工事の実施）について」によりますと、前回の施工管理の不備を教訓に、今回は工事管理体制の見直しを行い、工事施工管理者、工事管理者、市監督及び第三者機関（日本建築総合試験所）の技術監理により徹底した施工管理を行いますと、いただいた資料ではそのようにあります。丸屋建設株式会社にはどのような指導を行って、ジャンカにおける対策工事については以前と比べ現場の体制はどのように改善されておられるのか、お伺いします。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 対策の体制ということでございますけれども、コンクリートの打設不良の対策工事に伴います施工管理体制につきましては、材料の品質管理や解体・再施工時の計画のチェックを行うために、今おっしゃっていただきました、新たに日本建築総合試験所への委託を行っております。今後、改築での各施工工程、準備段階から解体、今後はまた鉄筋組みということになるんですが、そのような工程におきまして、現場の確認及び指示、段階的な検査を行うとともに、工事の施工者、また工事の管理者、市の監督員、そして今申しましたように日総試、この四者の役割分担を明確にして、徹底した施工管理をしていこうと考えております。

また、請負業者、建築業者ですが、工事の品質の重点管理を行おうということで、工事管理者を新たに1名加えまして、4名の体制で今回の解体・再施工ということで、今後も現場管理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 重点管理ということで1名増員されたということですね。あと、役割分担をしっかりと行っていくという答弁であったと思います。

これら一連の篠原小学校校舎改築工事において、ジャンカやエレベーターがおさまらない等のふぐあいが生じております。市は、これらの原因をどのように考えておられるか見解をお伺いします。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 今回の不良につきまして、まずエレベーターにつきましては、既に全協でもご報告を申し上げますように、建築確認時の指摘によって、柱の強度不足があったということで、柱をエレベーターの昇降路内に10センチふやして強度を持つ

たということで、結果としてエレベーターがおさまらなかったという設計ミスでありました。

また、そのミスに合わせまして、工事の監督者ですけれども、その設計書の不整合にも管理者として気づかなかったということの両方が重なって工事も遅延した、損害額も鉄筋もやり直すというようなことになったものでございます。

また、今回ジャンカにつきましては、検討委員会でも明らかにしていただきましたけれども、1階につきましては打てているということですが、2階打設時の作業員の能力不足だったということと、作業員を指導します現場の施工管理が十分できていなかったということが、今回の不良の発生した原因と考えております。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 工事管理業務の連絡ミス、適正な施工管理が実施されなかったという答弁であると思えますけれど、この工事管理に市の責任も含まれるのか、お伺いしたいと思えます。

先ほどから、注意喚起ということで、今後取り組むということで答弁されておりますけれど、市として工事に関する専門知識が欠如していた部分があるのではないかと思いますけれど、どのようにお考えか見解を伺います。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 今回のケースにかかわりましては、市の直接の責任はないものと考えております。なぜなら、本来こういう建築物につきましては、管理する場合には一級建築士を有する監督者を置くということが定められております。市によっては直営の場合と委託の場合ということで、本市の場合は技術者がいないと。1名、一級建築士の資格者は最近雇用しておりますけれども。近隣も含めてですけれども、管理業務はすべて外注委託しておるということで、その責任においてなされるべき行為であったということでございます。

市の職員については、では監督員の役割ということでございますけれども、基本的には、その監督者の技術的な判断を受けまして、市としては、公共施設としての確な建物を受け取るという中で判断をしていくということと、当然、発注者の意向また学校等の意向もございまして、その点を設計請負業者とつないで適正な公共施設としていくということを担当しているように思っております。

ただ、今もおっしゃってますように、市の職員についてもやっぱり専門的知識というも

のが必要になっておりますし、今回の件で多くのものを学んでおりますので、その部分については、今後もスキルを含めて、継続した技能というのか、今回のことを踏まえて職員としては今後も引き続いてそういう技術というのは伝えていく、経験させていくということは必要であろうと思っております。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 今回、篠原小学校の改築工事で多くの課題があったと思います。市のほうは責任はないという答弁なんですけれど、課題というのは財産にはなると思いますが、今後、建築物の新築、増築、修繕を1つの部署、例えばほかでは営繕課というところがあるみたいなんですけど、そういうところで管理していく必要があると考える、合理性があると思えますけれど、そのあたりの見解をお伺いします。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 今も申しましたように、やはり専門的な知識というのはどうしても求められるような時代になりました。やはり経験が大事だと思っております。今回の工事につきましても、21年度の11月に工事としては設計としてスタートしております。22年度からも、その職員が教育委員会の中で整備室に職務をしておりますが、土木経験はあるものの、建築というものについては、ある意味では、長らく市も余り公共建築物がなかったもので、初めてだということで、その部分については積み重ねていく必要があると思えますし、今後、一元的に工事管理、施工というものを見ていくということは合理的であろうと考えております。

すべての工事につきましてそのようなことではないんですが、修繕につきましては、原課でやるケースと集中して一元的にやるというのは、今後両方とも出てくるかと思っております。議員がおっしゃっていただきましたように、市も22年度から一元的な形でやろうということで、協議会で取り組んでおりますので、今後もこのような考えのもとで進めていければと考えております。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 修繕を除く、新築工事については一元的に行うほうが合理的という答弁をいただきました。私もそう思っております。

三上小学校であったり、野洲体育館であったり、篠原小学校、多くの課題が発生してきましたけれど、これらというのは改善していくことによって専門性を高める大きな財産になると思います。今後、東消防署とかこども園の教育施設以外の施設も新築されていきま

す。各課で対応するよりも1つの部署で対応するほうが合理的で、かつ専門性が高まると思いますけれど、見解を伺います。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 現在も、教育施設のほかに、こどもの家とか防災センターとか消防署を含めて、直接、間接に技術的な支援もやっておりますし、今後もそのようなことで進めていければと考えております。

以上です。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） ぜひ効率的な、また専門性を高めていただいて、合理的な対応をしていただくようお願いいたします。

次の質問に移ります。次に、新クリーンセンター施設整備について質問します。まず、大篠原自治会の皆様には賛成多数で野洲クリーンセンターの施設整備を承認いただきましたけれど、大篠原自治会以外の近隣の地区からの反対の意見はないか、お伺いします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまご質問の大篠原以外の近隣の地区からの反対の意見はないかというご質問でございますが、大篠原地区につきましては、平成21年5月から約3年間、市長以下、関係職員で慎重に対応をしましてまいりました結果、今回、大篠原自治会からの承認を得たものでございます。また、情報公開も十分にしながら進めてまいりましたものでございまして、近隣の地域からは現在のところ反対の意見は一切聞いておりません。

ここで、議員の質問に対しまして、何か情報をお持ちであるか反問させていただきたいと思えます。許可を。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をいたします。

（午後 2時10分 休憩）

（午後 2時11分 再開）

○議長（田中良隆君） 再開します。

反問を許可します。

○環境経済部長（山本利夫君） 議員におかれましては、ただいまのご質問でございましたように、近隣の地域から何か反対のご意見等を聞いておられるのか、情報をお持ちであるのか、その点お聞きさせていただきたいと思えます。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 特にないですが、近江八幡のほうで、竜王かな、反対があったということなんで、それに関連して、本市ではどうなのかなという思いで質問いたしました。

以上でよろしいでしょうか。

では次に、今回、大篠原自治会の地元要望として「更新施設の期限は稼動開始後25年と協定書に明記すること」とあり、市の回答として「次回の更新は大篠原地先で行いませぬ。なお、新クリーンセンターの操業期間は25年間とし、その旨協定書に記載する」とあります。25年目以降は新クリーンセンターを更新しないとのことですが、このことはクリーンセンターの施設の設計には影響があるかどうか、お伺いします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 新クリーンセンターの操業期間は25年とすることにして、クリーンセンターの施設の設計に影響があるかのご質問でございます。

まず、自治体が設置する一般廃棄物の処理施設につきましては、操業開始から25年程度の耐用年数というのが一般的でございます。新クリーンセンターにつきましても操業期間を25年としたものでございまして、その間には、稼動開始後おおむね10年から15年の間に機器類の大規模改修を行う予定をしております。なお、現クリーンセンターは、おおむね30年が経過をしているものでございまして、早期の更新を必要としておるものでございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 熱回収施設には25年で更新はないとのことなんですけれども、熱利用施設、温浴施設であれ、温水プールであれ、25年目以降のエネルギーの確保については、いつどのように検討されるか、お伺いします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 附帯施設へのエネルギーの供給ということであろうと思っておりますけれども、当然、エネルギー回収施設でございますが、こちらのほうにつきましては、ただいま申しましたように25年間ということになっておりますので、基本的には熱の供給は25年ということと考えております。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 25年目以降のエネルギーに関しては、その附帯施設もエネルギーがストップするということですか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 今も申しましたように、クリーンセンター、すなわち熱回収施設、焼却炉からのエネルギーの供給は基本的にはなくなるということになります。

ただし、これは直接的なことではございませんが、当然、クリーンセンターは、一時的に点検とかで、その25年間の間にも焼却をとめなければならない期間が年間にも何日もございます。附帯施設、温浴施設あるいはプールでございますが、それについては、その間も当然利用者はございますので、予備のボイラーと申しましょか、そういったものの併設は必然的には必要であります。ただし、それはあくまで今の設計上というか、想定上では基本的にはクリーンセンターのほうから熱を供給するという計画になってございますので、その点ご理解お願いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 今のは、その25年目までの間の余熱利用ができない時期については予備のボイラーで対応するという内容ですよ。今の答弁によると、25年目以降はその附帯施設自体はもう活用しないということよろしいんですね。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 井狩議員の附帯施設への考え方にお答えをいたします。

当然、附帯施設ですから、一緒になくなるのが前提です。新しいところにまた施設が要りますから、そこに附帯施設として、地域が望まれるもの、地域振興という観点から設置する予定です。今回も、25年が前提ですけれども、できればもう少し先に判断をいただきたいというお願いでしたけれども、もう絶対25年で撤退するという約束でないとはだめだということなので、それなら本体施設は25年がぎりぎりの耐用年数ですから、そこは約束をします。土地についても借地でいきたいということですから、ちょうどそれも25年で合ってます。そこに設置する付帯施設、これは現有の施設に立地しようと思ってますから附帯施設自体は市有地に設置することになりますけれども、そこからの熱供給があって初めて成り立つ、一定の採算性が成り立つものですから、本体施設がなくなって、その附帯施設、温浴施設なりプールだけを残すということは想定をしております。

それと、あえて申し上げますと、大規模改修についてもいろんな協議が要りますけれども、今回、1回の大規模改修は組み込むという約束で25年という前提で、附帯施設がそ

の後残るかどうかという議論は当然出てきますけど、それはもう今のように明確な上の約束で成り立っているという理解です。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） はい、わかりました。

次、（仮称）新クリーンセンター施設整備基本計画（案）の各種計画の6．事業手法の検討において、施設建設後の長期包括的運営事業の導入は可能とありますけれど、長期包括的運営事業とは一体どういう事業なのか、お伺いします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 長期包括的運営事業につきましては、市が事業者として選定をしました企業、あるいはそのグループが設立をされます特別目的の会社——SPCでございますが——に対しまして、施設を一体として、民間のノウハウを活用して、効率的な、また適切な運転維持管理を委託するものでございまして、一般的には10年以上の長期間の委託契約を行うものでございます。

具体的には、施設の維持管理に関しまして、従来 of 運転管理に加えまして、施設の運転に必要な消耗品、薬品、燃料等の調達から補修工事まで含めまして、性能発注に基づき、施設の管理運営を委託するものでございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 長期的な契約をされると、維持管理に関しまして長期的な管理を委託するという内容であると思います。この考え方というのは、PFI的な考え方もありまして、野洲小学校の件でもありましたけれど、なかなか私自身現時点では消極的な立場なんですけれど、クリーンセンターという設備は、サービスの価値の点において、官で行おうが、民間であろうが、維持管理を行うことに大きな差ができないと思っております。最終的には、今後のデータで判断したいと思っておりますけれど、長期包括的運営事業を採用するまでにバリュー・フォー・マネーですね、算定はされるか、見解を伺います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先に、反問させていただきたいです。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩します。

（午後 2時21分 休憩）

（午後 2時21分 再開）

○議長（田中良隆君） 再開をします。

意味の確認ということですので、反問権を許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） ありがとうございます。

今、P F I を例に挙げていただいたんですが、P F I と、今こちらが考えています長期包括的運営事業との理解は、どういうふうに理解いただいていますか。P F I と同類みたいに今おっしゃったんですけども、そのあたり、もう少し明確にご質問をしていただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 井狩議員、ただいまの反問に対する発言を求めます。

○3番（井狩辰也君） 質問の、そのP F I というのは、建物も施設もありきで維持管理も行うという、簡単に言えばそういう認識であります。

今回、P F I 的ということで私は申し上げたつもりなんですけれども、維持管理の部分に関して長期で契約するということだと思えます。今ご答弁いただいたのは、そういう内容だったと思えます。長期で維持管理をするということなんですけれども、それがP F I 的だと申し上げたわけですし、野洲小学校も野洲幼稚園も維持管理に関しましてP F I の契約を結んでいるわけですから、そういった観点で申し上げたということです。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩します。

（午後 2時23分 休憩）

（午後 2時25分 再開）

○議長（田中良隆君） 会議を再開します。

井狩議員。

○3番（井狩辰也君） P F I というのは、建物も含めて、建設も含めて、維持管理も含めて、最初にかかる金額を長期的に平準化するような内容だと私は理解しております。民間活力を活用して、長期的で、支払う内容に関しては、1つの時点で最初に払うのではなくて、それを平準化、ならしていくという考え方だと私は理解しておりますけれど。

今回も、建物施工の部分と維持管理の部分があると思っております。例えば、今回、維持管理の部分で、現在野洲クリーンセンターというのは1年ごとで契約されて、毎年大体約1億円補修に使っておられるということなんですけれども、それを長期で維持管理を契約するメリットと申しますか、そういう形をP F I 的と私は申し上げたということです。

○議長（田中良隆君） どうぞ、次の質問を続けてください。

○3番（井狩辰也君） よろしいですか。

ということで、そのPFI的という言葉が気に入られないなら別に削りますけれど。長期的に維持管理を1つの業者に委託するという点に関して、野洲小学校の件と似ていると、私はその維持管理の部分において似ていると思いますし、それを判断するのはバリュー・フォー・マネーといえますか、そういうしっかりと算定される必要あると思いますけれど、そのあたりの見解を伺います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まだ決めたわけございませんでして、今の長期の包括委託も、県も下水道はそれでやろうと思っておりますし、かなり今事例が出てきています。PFIとは全く違いまして、PFIは民間の資金で施設をつくって、あとの運営を全部任すということです。何か野洲小学校がああいう形になったから、今回クリーンセンターを野洲小学校方式でやろうとしているのかみたいな誤解があるんですが、全く違います。施設は市が持って、責任を持ってやります。今、実際の運営は、御存じのように機械はもう今はコンピューター操作ですから、どんな施設でもみんな民間のノウハウでやっています。そこをもう一段透明化と長期化をしようというだけで、決して何か変な契約を結ぼうと思っているわけではございませんので。それと、まだ決めてございません。

ただ、お断りしておくのは、さっき言いましたように、野洲小学校のPFIと同類の契約をしようという前提でのご質問については十分にご理解をいただきたいと思っておりますし、こちらにも、もう一段の説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 同類に考えているつもりはないんですけど、算定されるんですね。その効果について、メリットについて算定されるということですのでよろしいのでしょうか。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 当然のことです。これほど透明性を保ってますし、すべて今データも明らかにしています。その計画の中で、これもどうかということですので、決してまだ決めていません。ましてや、施設の設計もでき上がってませんし、機種も決まってません。

以上、お答えとします。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） わかりました。同じ轍を二度踏まないようお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩します。

（午後 2時30分 休憩）

（午後 2時30分 再開）

○議長（田中良隆君） 再開します。

井狩議員。

○3番（井狩辰也君） では、来年度から、生活環境影響調査、造成設計、関係法令協議、都市計画決定手続等、仕事量がふえると思います。毎年その仕事量は完成するまでふえていくと思われそうですが、現状のクリーンセンターの職員体制で対応できるのか、お伺いします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ご心配いただいています今後の手続等の仕事量の増加でございしますが、現在のクリーンセンターの職員の配置体制でございします。対応できるのかということですが、これにつきましては、現クリーンセンターの管理運営、また新クリーンセンターの整備計画を踏まえまして、必要に応じて増員を図りながら、庁内業務を、通常業務を勘案しながら、今後も職員の適正配置に努めてまいりたいと思っております。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 結構です。終わります。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をします。再開は14時50分とします。

（午後 2時32分 休憩）

（午後 2時50分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第4号、第9番、西本俊吉君。

○9番（西本俊吉君） 第9番、西本俊吉です。今回、私は質問について、2点についてお尋ね等をやりたいと思います。

まず、第1点目は、市内道路の維持管理保守についてお尋ねし、改善を図っていただきたいということで質問していきたいと思います。さらに、2つ目の質問につきましては、いわゆる市の職員の提案規則等に基づくものについて、もっと活発な活用をという、期待する気持ちからの発言にしていきたいと思います。

まず、市内道路の維持保守についてです。多額の費用を投じて新しい道路を敷く、また

は再舗装をする、そういうことは非常に目について、いいんですけども、その整備された道路に対しまして、日常の保守管理等につきまして、私はもう少し創意工夫が必要じゃないかと意見を持っております。

と申し上げますのは、人間の体と一緒に、道路も使えば使うほど傷みます。そういうところで、早期発見、早期治療に値するような管理体制というんですか、そういうものも必要です。毎年の予算には、道路の維持管理費としての保守等の予算も組まれております。私は、やはりそのところが徹底すれば、恐らく5年を1つの基準にして、道路も多少1年2年でも寿命を延ばすことが可能やないかというふうに考えております。

そういうところで、まず第1点目。この道路の傷みぐあい、こういうものはどういうような形で発見されておられるのか。市は市道だけですけれども、野洲市内には国道から県道、それから市道、里道に至るまでいろいろございます。けれども、それは市道に限らず、やはり利用するのは圧倒的に市民が利用しております。関係機関への働きかけ、そういうことも可能ですから、点検業務についてはできるなら全般的なところで、傷んでいるところの早期発見に努められるのがいいんじゃないかと思えます。そういうところから、現在の点検というんですか、道路に関するそういう調査、どのようにされているか、お伺いいたします。

それから、調査された結果、ここがこうですよというようなものがあつた場合に、どのような対応の実態があるのか。まずは予算がないとできないというのが何でも常のお答えとしてよく上がってくるんですけども、必要箇所については早急にやる必要もあると思えます。時々、道路の管理不足というんですか、いわゆるくぼみ部分等に車体がすれて補償するとか、そういうことも発生しておりますので、そういう観点から、要らんお金を少しでも使わないためには、やっぱり緊急性を要するところについては一定のスピーディーな対応というものも必要やと思えます。そういうところで、どのような連絡が入ってから、工事に至るまでの立ち上がりがどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

それから、道路というものは、そのわきの用地に対しまして、それが歩道である場合があります。歩道も道のうちですけども、主に道路の中で雨が降りますと、非常にドライバーにとっても走りにくいし、また歩行者にも迷惑をかける原因になっております。そういうところから、特に私はよく目にするので、何とかならんのかなという思いを持っていますのは、雨が降ったときの道路上の陥没、もしくは路肩のせり上がり等によっての排水が十分とれてないということが原因で、そういう道路部分でのたまり水がよくできます。

これに対して、路肩が土盛り部分であるところ、主に農道に近いところですね、そういうところにつきましては、やはり草刈り作業の後そのまま路肩に土砂、土まじりのそういうものを置かれることによって、どんどん高くなってくる。そうすると、普通であれば高いんやから落ちるはずの落ち水が落ちない、その現状があります。私は、過去には、その部分にスコップ1つで排水をさすために肩の部分の路肩を切って排水をやるという、そういうこともたびたびやりました。

そういうことも1つですし、それからアスファルトの舗装につきましては、タール成分でほとんど固めておりますから、その低いところは一たん傷み出しますと結構スピーディーに傷んでいきます。というのは、その成分は油でありますから、いわゆる雨水との関係で成分劣化が激しい、そして亀の甲状にひび割れしていきます。そういうところから、やはりなるべくそういうことのないように、排水対策というものをもう少し力を入れてやられたら道路の寿命の長寿化につながるんじゃないかと思えます。

そういうことから、これらについて、歩道があってコンクリ路肩であってというところについては、当然その縁石のところ等で排水対策がされている。うちの近くのあの辺に行きましても、そこに落ち葉がたまったり、いろんなものがあって排水が不十分であるというところもあります。また、特に車両通過、しかも重量物を積んだトラック等がどんどん通りますところでは、やっぱりわだちが、いわゆる路盤が弱いのか、削られているような状況もあります。これらについては防ぎようがないところもあるかもわかりませんが、その辺について、市内道路の維持管理について、将来のために、低コストで直るうちに、もっと早くから十分点検して補修していくべきじゃないかと、そういうふうに考えを持っておりますので、お尋ねしたいと思います。

それから、第2点目につきましては、提案制度の積極的な活用をということで。財政の集中改革プランがこの2年間実施されました。これもプロジェクトチームの提案を採用し生かされた結果、相当費用的な部分での効果も生んでおりますが、おおむね私はこの集中改革プランについては成功したんじゃないかと。成功という言い方が適切かどうかわかりませんが、これは行政にとって効果が大きかったし、また市民にとっても無駄な部分を省くという点では共通して効果が上がってきたんじゃないかと思えます。この3月で、一応このプランの期間が過ぎますけれども、このプランの中で残っているものの中でも必要のないものは削っていただいて、次のプランをつくるつくりたいは別として、さらに、ここで課題となっている部分については積極的にもっと充実させていくべきじゃないかと思

ます。

そこで、その1つの方法といたしまして、条例規則の中に職員の提案規則というものがございまして、ここにちょっと拡大して、私も目が見にくいので拡大しておりますけれども。この目的のところには「職員の行政運営に対する参加意欲を高揚し、その士気の向上に資することを目的とする」ということになっております。こういうことが、今までの集中改革プランは、ある意味では直接、間接的に受け皿になって、受けるような気持ちになっている職員等がやっぱりあったと思うんですけれども、企業でいきますと、いわゆる品質管理いろいろあるんですけれども、行政全般を通して、すべての職員が提案するこの制度をもっともっと生かして。そして、いわば勤労意欲ですね、厳しい時代ですから職員もややもすると士気が下がる傾向があるかもわかりませんが、ここで発奮していただいて、そして、こういうことをすればこうなりますよと。

例えば、5枚の紙が要るところを、今はネットでやっていますから余り必要ないのかもわかりませんが、3枚の紙で済ます方法。それから、今度規格改正で一部なされますけれども、1つの事業に対してあっちもこっちもがかかるというやり方でなしに、スリム化。こういうことも必要になりますし、そういう職員の、今担当して自分のメインとしてやっている任務以外にもいろいろ考えられることがあろうかと思えます。職員の異動というのも3年ないし5年ぐらいには大抵行われますので、過去のところでこうやった、ああやったということも踏まえて、そういうような中で、あそこはああしたらええのやなというのがあったら、どんどん提案していくべきじゃないかと。もっと職員全体が、ある意味で受け身でなしに能動的に。市民に対しての、いわばこれもサービスの1つやと思えます。

そういうところから、いろんな角度で、職域内での提案も大事ですけれども、1つにはやっぱり市民との繋がり方、これらも提案の1つでありますし、私が過去に一般質問で伺わせていただきました、事故が起こったら集中してぱっとその課題が出てくるんですけれども、いわゆる施設関係の安全管理、これは例えば遊具とかそれから転落防止柵とかそういうもの、全体の職員が感じたらすぐにでも、ここがこうなってるよという形で発言し、それぞれ全体の共有する中から、やっぱりこういうものを事故とかそういうものに対して未然に防止をしていただく、これほど安心できる状態というのはいないと思えます。

そういう意味で、提案制度、いろいろ書いておりますけれども、まずは1つの課題に対しての提案もありますけれども、職員が日常から常に感じることを1つの原点とした提案、こういう制度も取り入れられるべきだと思えるんですけれども、この点についていかがお考

えかお尋ねして、冒頭での質問といたします。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、西本議員の市内道路の維持補修につきましてお答えをさせていただきます。

道路の維持管理につきましては、道路パトロールを職員が月1回程度実施いたしております。作業員も降雨時に道路状況を、巡回いたしまして異常があれば緊急修繕の対応をしているところでございます。また、地域住民の皆様から通報がありますと、随時対応させていただいている状況でございます。主な作業内容につきましては、小規模な道路の陥没であれば常温合材、いわゆるレミファルトでございますけれども、これで補修で対応いたしまして、規模が大きいものであれば修繕工事を発注し、対応させていただいているところでございます。

議員からご指摘がございました、排水対策の要因になってございます路肩の土砂につきましては、除草作業の合間などを中心に、随時土砂を除去する作業を行っており、昨年度には大規模な路肩の土砂を除去する工事も発注したところでございます。

また、幾つかご指摘があった1つの中に、水路に水がたまるということがございますけれども、道路に水がたまりますと市民の皆様にご迷惑をおかけすることとなりますので、また舗装の劣化にもつながり、大がかりな修繕等を必要とするこの事態になってきますので、今後もパトロールを随時実施いたしまして、早期対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 西本議員の職員提案の積極的な活用をというようなご質問に対して、答弁申し上げます。

職員提案制度については、先ほど西本議員もおっしゃいましたように、野洲市職員提案規程を定めまして、行政事務及び行政施策に関する改善意見の提案を奨励し、各種の改善を図るとともに、職員の行政運営に対する参加意識と士気の向上に資することとしております。この規程に基づきまして、平成19年から21年にかけて政策提案や職場改善提案が行われております。市役所においては職場風土や仕事の進め方、また、先ほど西本議員も申されました諸課題、安全管理、事故防止、上司の対応など、まだまだ改善すべき点が多くあるというふうに感じております。日々携わる業務や施策について、常に改善や改革

の視点を持って取り組むことが職員に求められていると思っております。

したがいまして、提案制度、こうした制度によらずとも、市民サービスの向上の観点から、常に新しい視点を持って仕事に取り組むことができる職員の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 西本議員。

○9番（西本俊吉君） ただいま、それぞれの関係部長からお答えをいただいております。

まず、道路に関しましてですけれども、月に1回、これに対応が十分だとお考えなんですか。私は、現場におりました当時は、もうほとんど毎朝、まず仕事するまでに、弱いなと思うところを見てから作業に入るというような状態で作業をしておりました。少なくとも、この月1回のパトロールを週に1回、いわば学区が6学区ほどありますので、これらを学区分けしながらその学区を見て回るとか、何か方法を加えて、もう少しパトロールを強化すべきだと。そして、レミコンぐらいはそのパトロール中にも積んでおいて、すぐにその現場で直すぐらいの思いがあってもいいんじゃないかと思えます。

それと、亀の甲状に傷んでいるところもたくさんございます。私もプロのドライバーから二、三回聞いているんですけれども、野洲中主線、今度高架ができます付近なんですけれども、亀の甲の補修をして、タール様のもので細かい網の目に流し込んであると。今度雨が降ったとき、普通車ではなかなかわかりにくいんですけども、大型、いわゆる車輪の大きい大型になりますと、あそこが原因で雪の上を走っているような状態でスリップがきついと、何とかならんかということも、私は近江バスの運転手からも聞きましたし、トラックのドライバーからも聞いております。あのタールでするのも、確かに亀の甲状のところ浸透するのは防ぐ効果はあるんですけれども、余りそれを乱用されるということは、逆に言うたらドライバーにとって非常に負担になってくるということも、ひとつ考え合わせさせていただきたいなと思えます。

路肩ですけれども、確かに重機を用いてせせり立っている路肩を撤去されているのを見たこともあります。これも事実です。ただ、私が言いますのは、部分的に低い部分に二、三十センチの排水の横、いわば道路敷地外に逃げる場所をこしらえる、これだけの効果があるんですね。合併前の話で恐縮なんですけれども、私とその作業をやったら、農家の皆さんがこうおっしゃるんです。「西本君、うれしいわ」と、「本当は余り田んぼにも落ちてほしくないんやけれども、その落ちた水が、秋の実りのときに、いわゆる米の穂を、

飛ばし水で道路わきに落とす、それで汚すことによって品質が落ちるんや」と、「だから、そうして排水をしてくれはるのうれしいことや」ということを言われたことがあります。そういうことで、この部分については、そんな重機を入れなくても、ある意味では何人かの方が市内を一巡されたら、ものの一月もあれば充分できるような内容やないかと思いません。だから、そういうところでの1つの人の使い方というとなんですけれども、そういうのも設けてやっていただきたいなと思います。

それから、あと歩車道分離、また今度は別の観点になりますけれども、自転車の通行というのは車道に出てくる可能性が高くなっております。そういうところで、車輪のわだちのところですね、もう少し早く補修しなければというところも多々ございますので、これらは先ほど申し上げた、補修を強化することによって快適な道づくりを徹底していただきたいと。そして、早く直すことによって、その道路の持つ寿命を延ばしてほしい、そういうことを私は再度申し上げます。

これについて、パトロールの強化について、まず1つお尋ねします。そういう考えで、私の提案はいけないかもわかりませんが、議員として、そうすべきやという意見をもって発言しておきたいと思います。

それから、次に提案制度の積極的な活用ですけれども、先ほどお答えの中で、19年から21年、過去3年に実績があったという報告がありました。この制度は多分両町とも合併前から持っていた制度かと思うんですけれども、ここに書かれている今の歴史の中にも16年10月1日から、この制度は生きております。そして、以後4回か、一部改正か差しかえをしながら来ております。この間、19年以後やと、わからん分はしょうがないんですけれども、この提案がありましたという中に、もう少し詳しく、例えばこういうことに対して職場改善として提案があったと、そして提案があっても採用されてないやつがあるかもわかりません。その辺も含めてご答弁いただけるものなら答えていただきたいと、そういう考えでおりますので、お願いしておきたいなど。

それと、制度があるからやるじゃなくて、昔で言いますと職員が全体の奉仕者、今は私は公務員というものは野洲市のために役立つ職員と、そういう感覚でいていただくならば、自分の住んでいるところ、勤め先も、外から来られる方も、勤めておられる方も含めて、全体が野洲市のためにという思いをもってやっていただくならば、よい提案ももっと生まれてくるんじゃないかと思いません。そういうところでの活用、特に規程に基づかず、もっと幅を広げた形での提案というものもあってもいいんじゃないかなと。そして、全体が、ある

意味で資源的には省資源、そしてサービスについては向上させ、これがベストの市民に対する何よりの還元になりますし、また市の財政もわずかといえども節減につながっていくやないかというように思いますので、再度その点についてもご答弁をお願いします。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは西本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私ども道路を預かる者にとっては、今大きな課題の1つに長寿命化というのが、大きな課題をいただいております。ご指摘のとおり、橋梁とかそういったものもやっぱり長寿命化を図らなければ、その厳しい状況の中でいかに効率的な予算運用を図っていくかというのが大きな課題になってございます。その中で貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

まず1点、月1回のパトロールが不足しているのではないかと、週に1回ぐらいは必要ではないかと、パトロールの強化をもっと努めなさいというアドバイスをいただきました。私が申し上げたのは、職員が月1回。職員と作業員がおられますので、作業員の方も、どっちか言うと夏場の草刈り時に一生懸命やっておりますけれども、雨が降ったときにはそういった道路状況、巡回していただきまして、緊急時に対応させていただいております。ただ、ご指摘のとおり、市内の道路につきまして、やっぱりさまざまな方面からご指摘をいただいておりますので、今後はその回数をふやすように努力させていただくとともに、西本議員の実際の経験に基づいたアドバイス、いわゆる水の逃げる場所をきちっと確保するというのもございましたし、そのための人の使い方なりというものもいただきましたし、そういったものを含めて検討してまいりたいというように考えております。

また、野洲中主線なり、市内の道路、県道、市道、国道はもうそんなことはないんですけども、いわゆる亀の甲状に亀裂が生じているところにつきましては、コールタールを塗って水の浸水を防いでいるといったことで、これも厳しい予算の中でそういう手段をとらざるを得ないというところもございますが、先ほど申しました長寿命化という大きな課題に向けまして、それが1つの大きな課題になってございますので、その方面に向けても、今後も方策を練りながら長寿命化に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、今後とも様々な方面でアドバイスをいただくようお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 西本議員の職員提案の積極的な活用につきましての再質問にお答えをいたします。

19年から21年にかけて、5つのグループによって提案がされております。主に、されているのは政策提案でございます、これは政策形成研修を行う中での提案をさせていただきます。テーマとしては、市民・企業・行政連携によるまちづくりのあり方、高齢者やその家族が不安がなく生活ができる、歴史的遺産の保護と承継、災害時要援護者の支援対策等がされておまして、このうち2つのテーマについて採用し、2つのテーマについては要検討というふうな形にしております。また、職場改善提案の中で、福祉相談スペースの確保対策についてということで、これが職場改善提案という形で、この研修以外でこうした提案が出されております。

先ほど西本議員も申し上げられまして、私も答弁で申し上げましたけども、提案制度、こうした制度に限らず、市民サービスの向上というふうな観点から、職場においてでも、職場の会議においても、こうした視点を持ちながら職場を改善していくというふうなことを常々職員もしていただくような形、こうした取り組むことができる職員の育成というものに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 西本議員。

○9番（西本俊吉君） それぞれの関係部長、ご答弁ありがとうございます。

私も本当に、そんな格の高い質問やないと思いますけれども、市に対する熱い心を持って、何とかもう少しという思いを持ってやっております、質問させていただいております。

先ほど部長のほうからご答弁があったんですけども、次期どうされるかという質問は、これはたくさん出ておりますし、あえて聞きません。24年度スタート、4月からスタートするわけですけども、少なくともこの1期の間の中で市長として私の発言に対する思いがございましたら、ひとつお答えいただきたいなと思います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 西本議員の再々質問で、逆で申しわけないんですけど、何か議員のご質問への評価ということで恐縮でございますけれども。

全般的に申し上げますと、ただいまの質問もそうですけれども、みずからの経験を生かしながら、きめ細かい、着実な、行政事務についての鋭いご指摘とご提案をいただいております、今後そういう観点からのご質問への対応を生かさせていただきたいと思っております。

りますので、一層ご活躍いただくことをご祈念いたしまして、ご答弁いたします。

○9番（西本俊吉君） ありがとうございます。

質問を終わります。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第5号、第5番、高橋繁夫君。

○5番（高橋繁夫君） 第5番、高橋繁夫でございます。

東日本大震災から丸1年を目の前にして、最近テレビでは震災の状況を振り返り、今後の防災対策に反映させようとする番組が放映されております。改めて、震災、特にあの天津波の映像が映し出されますと、今回の震災の大きさ、厳しさを痛感させるものであり、被害に遭われた人々や家族を失った人々の心痛は、見ている私にひしひしと伝わってきます。そういった東北の方々の心情をくみながら、3月11日には黙禱をささげたいと思っております。

それでは、2点の質問をさせていただきます。篠原小学校校舎改築工事の諸課題について、また、県道野洲中主線暫定供用開始に伴う通学路の安全対策について、お伺いいたします。それでは、質問に入らせていただきます。

まず、篠原小学校校舎改築工事の諸課題について質問するものであります。2月の議会全員協議会で、篠原小学校校舎（教室棟）改築工事の今後の対策工事の実施について報告を受けたところです。少し工事の経過を振り返りますと、そもそも昨年5月20日に、コンクリート打設不良、いわゆるジャンカが発生しました。特に篠原学区では、子どもや孫の教育現場での不良工事が起因しての出来事だけに、大きな衝撃が走りました。たちまち、その対策をどうするのが焦点となり、その手だてを審査検討する場として、専門家で組織されました、篠原小学校校舎改築工事対策検討委員会が設けられ、7月から9月下旬にかけて審査、検討がなされました。

一方、9月には請負業者が滋賀県建設工事紛争審査会に調停申請が出され、請負業者は業者なりに解決の糸口を模索したように私は思っておりました。10月には、篠原小学校校舎改築工事対策検討委員会からの意見具申が提出されました。その内容は、2階以上をすべて解体撤去し、再度建築を行うものであります。この意見具申に基づき、野洲市から請負業者に対策工事の内容を提示され、山仲市政の特徴であります市民への公開に基づき、対策方法が公表されました。そして、11月には、請負業者へ工事の対策が指示されたところであり、12月には、業者が調停申請しておりました滋賀県建設工事紛争審査会が開催され、12月19日にはコンクリート打設不良の対策に係る確認書の締結がなされ、

ようやく対策のめどが立ちました。そして、2月には、篠原小学校保護者並びに市民への説明会が開催され、2月8日にはようやく対策工事が開始され、5月下旬には完了の予定であり、10月に新校舎の完成がされるようであります。

このように、まさしく紆余曲折しながら新校舎の完成を目指されておりますが、私はまだまだ問題はあると思っております。その問題に触れ、質問に移っていきたいと思っております。

まず1点目に、対策工事の施工管理であります。今回の一連の施工管理の不備を教訓にして、まず工事施工管理体制の見直しの対策として、第三者機関の財団法人日本建築総合試験所の技術管理を受け、徹底した施工管理を行う旨、言明されております。その中で、事前、事後に1階躯体の詳細調査を行うことで、解体工事の影響を確認する旨を全員協議会で報告を受けました。実際に工事を実施するのは現在の請負業者でされることもあわせて報告されました。後々工事の責任問題が発生した場合の対応を考えますと、その選択は正しいものと思っております。ただ、事前もしくは事後の調査段階で、1階躯体詳細調査で不可となった場合、考えられるのは、解体工事により影響があった場合はどのような処置を考えておられるかを伺うものであります。

2点目に、今回の工事で請負金額の減額などのしわ寄せを受けた電気設備工事並びに機械設備工事の請負業者から、今回の一連の件に関して、不平、不満が市当局に出されているのかをお尋ねするものです。

3点目といたしまして、先ほど述べました後々の工事の責任問題に関連しますので伺いますが、次に発注予定の電気設備工事並びに機械設備工事の残工事は指名競争入札の予定となるのか、それとも随意契約をせざるを得ないのかを伺うものでございます。

最後に、今回の一連の対応で野洲市として教訓として学んだものは何か、また、今後どのように生かしていこうとされるのかをお伺いいたします。

2番目といたしまして、県道野洲中主線暫定供用開始に伴う通学路の安全対策についてお尋ねいたします。

まず、質問通告書では、小堤の通学いたします小学生の人数を20名としておりましたが、再確認しましたところ、9名でございましたので訂正させていただきます。

県道野洲中主線につきましては、昨年11月議会で質問させていただきました。その際には、市当局より4月もしくは5月に暫定供用開始がされるという答弁をいただいたところであります。その後、当事業を所管されている県の南部土木事務所が進めていただき

ました先日の議会全員協議会で3月20日正午に供用開始が確定されたところであります。

平成11年度に着工以来、実に12年間を要し、私の先輩議員でもおられます林克氏や竹内孝治氏も質問を重ねられました。その成果が遅まきながら実現する運びとなりました。この間、当事者には、ご協力いただきました地権者の方々のご理解、並びに関係いたします地域の歴代の自治会長、また県並びに市の担当職員の方々の努力に対しましても、この場を借りまして厚く御礼申し上げさせていただくものであります。

さて、昨年の11月議会でも質問させていただきましたが、道路が整備されたり改良されますと、課題となりますのが安全対策であります。当県道の東海道新幹線と国道8号の間に市道西出石仏線が交差しておりますが、この市道を小堤自治会の小学生9名が通学しております。今回の供用開始で通行量も増加し、車両の走行スピードも上がることが想定されることから、小堤自治会長や保護者の方々より安全対策の一環として横断歩道橋の設置を要望されております。市内の通学路を見てみますと、三上小学校への国道8号の横断橋や、北野小学校への県道大津能登川長浜線の横断橋、また中主小学校への横断地下道が整備されております。利用する小学生の数は少ないかもしれませんが、人間の命の尊さは同じであり、通学路として毎日利用する道路の安全対策といたしまして横断歩道橋の設置に対する市の所見をお伺いいたします。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 高橋議員の篠原小学校の改築工事の諸課題について、お答えを申し上げます。

まず、1点目のご質問でございますが、工事の再開につきましては先月より着手をいたしました。対策工事の解体手法につきましては、2階部分のコンクリート構造物を特殊コンクリートカッターで細かく分割した上で、クレーンでつり上げ、本体から分離することにより解体を図るもので、1階に影響を与えない工法として採用をいたしました。また、解体工事の事前、事後に、1階部分の現況確認を行い、1階躯体への影響について確認を行うものでございます。この調査において、構造体の耐力に影響を及ぼすようなコンクリートのクラック等の著しい影響が発見された場合につきましては、即刻工事を中止し、速やかにその状況調査及び検証を行ってまいります。万一、このようなことにより1階躯体の健全性が確保できないと判断した場合につきましても、その対策については検討し、必要な処置をしてまいりたいと考えております。

2点目のご質問でございますが、今回の打設不良の発生の影響を受けた設備関係工事に

つきましては、昨年7月から工事の一時中止の措置をとっており、機械及び電気工事の請負業者とは継続的に工時請負契約の工期変更、また損害の扱いについて協議を行っております。昨年9月からは、当面工事の再開が見込めない状況であったことから、工期変更及び工事の出来高払いについて協議をしておりましたが、市の提案に応じていただけなかった部分もあり、課題の解決が滞っております。このような経過の中で、昨年12月における市と建築請負業者との対策工事に係る確認書の締結により、今年度内の工事の再開ができないということが明らかになったものでございまして、現在の出来形に基づきます工事請負変更契約を締結し、損害等の取り扱いについての協議を進めておるところでございます。引き続き、誠実に対応して、適正な解決を図っていきたいと考えております。

3点目のご質問ですが、コンクリート打設不良の発生に伴い工事の中止を余儀なくされた機械及び電気設備工事につきましては、本工事が平成22年度の繰り越し事業でもあることから、一たん今年度末で精算を行い、工事を終了いたします。引き続き建築いたします管理棟の改築工事などを計画的に進めるために、来年度改めて残工事を発注する必要がございます。また、当工事中止は両設備工事社には原因、責任がないということもありますし、現契約者の意向を踏まえまして、来年度改めて発注する工事について、随意契約で実施していきたいと考えております。

4点目でございますが、今般の施工不良が起こりました後、速やかに専門家に入ってもらいまして対策検討委員会を立ち上げ、この場で施工不良の実態の把握、原因の究明、そして具体的な対策の検討と採用すべき工法などについて、原則公開で検討を進めてまいりました。また、対策の検討段階から決定段階に至るまでの間、保護者、また市民向けに説明会を重ね、現場のふぐあいの状況などにつきましても明らかにして、透明性の高い形で、時間をかけ、丁寧に対応してきたものと考えております。具体的な対策の方法が決定できるまで多少時間を要したところでございますが、市民の皆様への思い、また提案も多くいただきましたので、今後の施設建設にも生かしてまいりたいと考えております。また、専門家による検討委員会を運営したこと、また情報の徹底した公開、また地域、学校との連携の大切さを今一度学んだものでございます。このようなことは、建設工事にとどまらず、行政全般を通じて今後生かしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、私のほうから、県道野洲中主線暫定供用開始

に伴う通学路の安全対策につきまして、お答えをさせていただきます。

県道野洲中主線につきましては、全員協議会でご説明をさせていただいているとおり、平成24年3月20日正午に暫定供用開始をめぐり、現在、道路築造工事等を滋賀県で実施していただいているところでございます。ご質問の県道野洲中主線と市道西出石仏線との交差点につきましては、現県道部分の幅員が6.5mであります。整備計画では20mの計画決定の道路幅員でございますが、現実の道路幅員としましては8.5mという形で整備をされます。

歩道橋のご要望につきましては、昨年の11月に篠原小学校PTA会長より要望いただいておりますが、滋賀県からの回答では、横断者の人数を考えると投資効果が薄いことから横断橋の設置は検討しておりませんとの回答をいただいております。市といたしましても、県同様、横断者の人数を考えますと、歩道橋の設置は非常に厳しいものと考えております。しかしながら、歩道橋の要望並びに信号機の設置を滋賀県に要望していった、安全対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 高橋議員。

○5番（高橋繁夫君） それでは、再質問させていただきます。

1点目の1階の躯体調査の関係につきまして、悪影響が出ないことを願っております。

2点目の機械及び電気設備工事の請負業者の件でございますけれども、今答弁を伺っておりますと、どうも歯切れが悪いと。現在の工事については出来高に基づく工事変更契約を締結したということは、市と機械及び電気設備工事の請負業者がそれぞれ合意に達したということになります。一方、損害等々の取り分けについては、意見を受けて誠実に対応しているということは、問題が残っているということになります。この矛盾に、経過を歯切れよく再度説明をお願いいたします。

3点目の機械及び電気設備工事の残工事の契約形態ですけれども、ただいまの答弁では現契約者の意向を踏まえて随意契約を基本に考えているということですのでけれども、本当に現契約者は随意契約の意向を持っているのかを伺うものであります。

次に、県道野洲中主線の通学路の安全対策ですけれども、これもあわせて、もう一つお願いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

現設備業者との今の課題の部分ですが、現在工事ができないということでございます。出来高分、1階分につきましては合意ができました。前回でお示したような形で変更契約をさせていただくということでございます。あと、残された部分が損害ということになります。今詰めておる中では、損害でも実際に実害として既に行った機材というか、電気と言いますとケーブルですね、設備と言いますと既にエレベーターができておりますので、その扱いとか、現場事務所の維持管理費とか、そういうものと合わせまして、中断している間の現場管理人の経費をどう見るかということで、今打ち合わせというか協議を進めております。こういう部分につきましては、後々この負担については建築業者に求めていくという性格のものでございますので、説明責任を踏まえまして、積み上げた根拠に基づいて積み上げて、業者の方と実害の部分について弁償をしていくと、そういうような手続を進めてまいりたいと考えていますし、今月中には合意形成を見たいと考えております。

また、契約の意向ということでございますが、本来でしたら継続性のある建築物ということですので、随意契約でお願いしたいという話を進めております。まだ具体的に随意契約というか、引き続き受けていくかというものについては確認ができておらない。これについては今申し上げました補償との関連もあるかと思いますが、その部分も4月には引き続き工事ありますので、そこでかけられるような形で業者の方とも話を詰めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩します。

（午後 3時44分 休憩）

（午後 3時46分 再開）

○議長（田中良隆君） 会議を再開します。

高橋議員。

○5番（高橋繁夫君） 次に、県道野洲中主線の通学路の安全対策ですけれども、1月の私の質問で、市道大篠原入町線の交差点の信号設置に関しまして、県道の暫定供用開始が間に合わないという答弁をいただきました。率直にこの答弁を読みますと、暫定供用開始後しばらくすると信号が設置されるというふうに読みとれるわけですが、このあたりの状況の説明を求めるものであります。

以上、再質問の答弁をお願いします。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、高橋議員の再々質問にお答えさせていただきます。

私が事前の答弁で、県道野洲中主線と市道大篠原入町線のT字路でございますけれども、供用開始には間に合わないということでございますけれども、それは読みとるとすれば、信号設置が認められているのではないかというようなご質問やったと思います。昨年11月の答弁、確かにそのように答弁させていただきました。

その伏線となりますのは、10月末に、所管いたします南部土木事務所の職員と課長と協議を進めておりました。その時点では供用開始は春ごろとしかわかりませんでしたけれども、信号設置につきましては、今、守山警察署なり公安委員会と詰めているけれども、多分信号が設置はできる可能性が高いという説明を受けたもので、私はそれを前提としまして、何とか信号が供用開始には間に合わないというふうにお答えさせていただきました。

これを確認するために、1月20日に信号設置を所管しております滋賀県警の交通規制課に協議に行きました。信号は多分つくでしょうと言う職員も、あわせて同様に同行して行きました。その場で県警交通規制課より指示を受けたのは、実は平成24年度の信号予算設置は非常に厳しい、多分24年度は1けたの信号でしかできないのではないかということをおっしゃいました。その要因は何かと言いますと、県下の信号というのは非常に老朽化をしている、この対策に予算を回さざるを得ない状況にあるということをおっしゃったので、これはもう危険な状況は回避しなければならない喫緊の課題であるということもありましたので、こういった説明を受けたところでございます。もうその場では納得せざるを得ませんでした。その後、県職員にも、担当職員ですけれども、信号設置ができるでしょう、可能性が高いでしょうということ言うたやないかと、私はそのことで議会でも間に合わないという答弁をさせてもらったと、どうしてくれるのやと強く求めておりましたけれども、恐らく結論はそう簡単には覆らないということもございましたし、また、この県職員も都市基盤整備のためには積極的な職員でございましたので、最終的には何とか信号が設置されるように、お互いに県と市の職員が努力をして前向きに進めていこうということで、私もやむを得ず納得をしたところでございます。

こういうことも含めまして、今後も安全性を高めるために、関係機関に信号機設置を要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明9日は、午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日にはこれにて延会いたします。ご苦勞様でした。(午後3時52分 延会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成24年3月8日

野洲市議会議長 田 中 良 隆

署 名 議 員 野 並 享 子

署 名 議 員 小 菅 六 雄